



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月28日金曜日 第2557号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則..... (市町振興課) 1
 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則..... (財政課) 2
 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... (人権対策課)31
 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課)32
 保育士試験規則の一部を改正する規則..... (子育て支援課)39
 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び
 運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... (障害福祉課)39
 愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則..... (長寿介護課)41

告 示

愛媛県いじめ問題再調査委員会規程..... (人権対策課)42
 民生委員の定数..... (保健福祉課)43

教育委員会規則

愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則..... (生涯学習課)43
 県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する規則..... (高校教育課)46

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局)46
 特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則..... (")51

公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課)52

規 則

○愛媛県規則第13号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中村時広

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第9条関係）		別表第3（第9条関係）	
1 条例別表第3 監査委員の項の規則で定める事務	省略	— 条例別表第3 監査委員の項の規則で定める事務	省略
2 条例別表第3 公安委員会 項の規則で定める事務	次に掲げる者（当該者が法人である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が人格のない社団等である場合にあってはその代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項本文の規定による命令を受		

<p>けるべき者又はその相続人</p> <p>(2) 道路交通法第51条の4第6項の規定による通知を受ける者又はその相続人</p> <p>(3) 道路交通法第51条の4第13項の規定による督促を受ける者又はその相続人</p> <p>(4) 道路交通法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収を受ける者又はその相続人</p>	
--	--

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則

(愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則(平成12年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(規則で定める手数料の金額)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 結核病検査 1頭につき<u>210円</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 馬伝染性貧血検査 1頭につき<u>1,300円</u></p> <p>(4) トリコモナス病検査 1頭につき<u>220円</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) トキソプラズマ病検査 1頭につき<u>220円</u></p> <p>(7)~(9) 省略</p> <p>(10) ヨーネ病ヨーニン検査 1頭につき<u>310円</u></p> <p>(11)・(12) 省略</p> <p>(13) インフルエンザ簡易検査 1頭又は1羽につき<u>2,600円</u></p> <p>3 条例別表4の表28の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 大家畜 1頭につき<u>690円</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 小家畜 1頭につき<u>260円</u></p> <p>4 条例別表4の表29の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 炭そ予防の注射 1頭につき<u>360円</u></p> <p>(5) 破傷風予防の注射 1頭につき<u>470円</u></p> <p>(6) 気しゅそ予防の注射 1頭につき<u>470円</u></p> <p>(7) 日本脳炎予防(生ワクチン)の注射 1頭につき<u>710円</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 豚コレラ予防(生ワクチン)の注射 1頭につき<u>330円</u></p> <p>(10) 豚丹毒予防の注射 1頭につき<u>280円</u></p> <p>(11) ニューカッスル症予防(不活化ワクチン)の注射 1羽につ</p>	<p>(規則で定める手数料の金額)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 結核病検査 1頭につき<u>200円</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 馬伝染性貧血検査 1頭につき<u>1,200円</u></p> <p>(4) トリコモナス病検査 1頭につき<u>210円</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) トキソプラズマ病検査 1頭につき<u>210円</u></p> <p>(7)~(9) 省略</p> <p>(10) ヨーネ病ヨーニン検査 1頭につき<u>300円</u></p> <p>(11)・(12) 省略</p> <p>(13) インフルエンザ簡易検査 1頭又は1羽につき<u>2,500円</u></p> <p>3 条例別表4の表28の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 大家畜 1頭につき<u>670円</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 小家畜 1頭につき<u>250円</u></p> <p>4 条例別表4の表29の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 炭そ予防の注射 1頭につき<u>350円</u></p> <p>(5) 破傷風予防の注射 1頭につき<u>450円</u></p> <p>(6) 気しゅそ予防の注射 1頭につき<u>450円</u></p> <p>(7) 日本脳炎予防(生ワクチン)の注射 1頭につき<u>700円</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 豚コレラ予防(生ワクチン)の注射 1頭につき<u>320円</u></p> <p>(10) 豚丹毒予防の注射 1頭につき<u>270円</u></p> <p>(11) ニューカッスル症予防(不活化ワクチン)の注射 1羽につ</p>

き20円

- (12) 牛流行性感冒予防の注射 1頭につき530円
- (13) 牛伝染性下痢症予防の注射 1頭につき470円
- (14) めん羊及びやぎの薬浴 1頭につき490円

5 条例別表4の表30の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき210円
- (2) 中家畜 1頭につき210円
- (3) 小家畜 1群につき210円

6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 特級の技能検定に係る実技試験 17,900円
- (2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 17,900円

イ 機械検査又は婦人子供服製造の実技試験 14,900円

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 13,100円

(3) 3級の技能検定に係る実技試験（在校生に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成

き10円

- (12) 牛流行性感冒予防の注射 1頭につき520円
- (13) 牛伝染性下痢症予防の注射 1頭につき450円
- (14) めん羊及びやぎの薬浴 1頭につき480円

5 条例別表4の表30の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 大家畜 1頭につき200円
- (2) 中家畜 1頭につき200円
- (3) 小家畜 1群につき200円

6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 特級の技能検定に係る実技試験 16,500円
- (2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円

イ 機械検査又は婦人子供服製造の実技試験 13,700円

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 12,100円

(3) 3級の技能検定に係る実技試験（在校生に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成

形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 11,900円

イ 機械検査又は婦人子供服製造の実技試験 9,900円

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 8,700円

形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 11,000円

イ 機械検査又は婦人子供服製造の実技試験 9,100円

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 8,100円

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第2条 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	金額
1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>3,020円</u>	1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>2,990円</u>
	定量試験	同	同	<u>7,160円</u>		定量試験	同	同	<u>7,090円</u>
	物理試験	同	同	<u>3,370円</u>		物理試験	同	同	<u>3,340円</u>
	異物試験	同	1検体	<u>4,240円</u>		異物試験	同	1検体	<u>4,160円</u>
	官能試験	同	同	<u>2,520円</u>		官能試験	同	同	<u>2,500円</u>
	食品添加物試験	同	1項目	<u>12,770円</u>		食品添加物試験	同	1項目	<u>12,550円</u>
	牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	<u>17,420円</u>		牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	<u>17,100円</u>
	残留農薬分析	1キログラム以上	1項目	<u>25,090円</u>		残留農薬分析	1キログラム以上	1項目	<u>24,660円</u>
	残留動物用医薬品試験	同	同	<u>25,090円</u>		残留動物用医薬品試験	同	同	<u>24,660円</u>
	細菌検査(生菌数、総菌数、大腸菌群等)		同	<u>5,120円</u>		細菌検査(生菌数、総菌数、大腸菌群等)		同	<u>5,070円</u>
	同(食中毒菌検査)		同	<u>11,010円</u>		同(食中毒菌検査)		同	<u>10,900円</u>
	同(毒素産生能試験)		同	<u>5,130円</u>		同(毒素産生能試験)		同	<u>5,060円</u>
	酵母及びかびの検査		同	<u>3,720円</u>		酵母及びかびの検査		同	<u>3,680円</u>
乳酸菌検査		1検体	<u>3,970円</u>		乳酸菌検査		1検体	<u>3,920円</u>	
2 食品添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	<u>2,520円</u>	2 食品添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	<u>2,500円</u>
	物理試験	同	1項目	<u>3,150円</u>		物理試験	同	1項目	<u>3,120円</u>
	確認試験	同	同	<u>5,630円</u>		確認試験	同	同	<u>5,560円</u>
	純度試験	同	同	<u>15,950円</u>		純度試験	同	同	<u>15,640円</u>
	定量試験	同	同	<u>8,050円</u>		定量試験	同	同	<u>7,960円</u>
3 食品用器具及び容器	物理試験	検査に必要な量	1項目	<u>2,930円</u>	3 食品用器具及び容器	物理試験	検査に必要な量	1項目	<u>2,900円</u>
	定性試験	同	同	<u>3,020円</u>		定性試験	同	同	<u>2,990円</u>

器包装 その他	定量試験	同	同	6,030円	器包装 その他	定量試験	同	同	5,960円
	規格試験	同	1検体	25,290円		規格試験	同	1検体	24,830円
	細菌検査		1項目	5,100円		細菌検査		1項目	5,060円
	無菌試験		同	9,230円		無菌試験		同	9,120円
4 P C B等環 境汚染 物質	残留分析	検査に必 要な量	1検体	45,510円	4 P C B等環 境汚染 物質	残留分析	検査に必 要な量	1検体	44,420円
5 放射 能測定	ア ガンマ線核種分 析（3核種以内） （ア）灰化を要しな いもの（液体試 料を除く。） （イ）灰化を要しな いもの（液体試 料に限る。）	検査に必 要な量	1検体	24,170円	5 放射 能測定	ア ガンマ線核種分 析（3核種以内） （ア）灰化を要しな いもの（液体試 料を除く。） （イ）灰化を要しな いもの（液体試 料に限る。）	検査に必 要な量	1検体	23,650円
		同	同	18,460円			同	同	18,040円
	イ アの項試験項目 の欄に掲げるガン マ線核種分析に合 わせて行うガンマ 線核種分析	同	1核種	3,160円		イ アの項試験項目 の欄に掲げるガン マ線核種分析に合 わせて行うガンマ 線核種分析	同	1核種	3,000円
6 毒性 検査	微生物試験		1検体	18,170円	6 毒性 検査	微生物試験		1検体	17,860円
7 遺伝 子的 検査	遺伝子増幅検査		1検体	7,960円	7 遺伝 子的 検査	遺伝子増幅検査		1検体	7,790円

（愛媛県港湾管理条例施行規則の一部改正）

第3条 愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第3（第17条関係）								別表第3（第17条関係）							
（単位 円）								（単位 円）							
品 目 名	単 位	金 額						品 目 名	単 位	金 額					
		重要港湾		地方港湾 (A)		地方港湾 (B)				重要港湾		地方港湾 (A)		地方港湾 (B)	
		内航 船舶	外航 船舶	内航 船舶	外航 船舶	内航 船舶	外航 船舶			内航 船舶	外航 船舶	内航 船舶	外航 船舶	内航 船舶	外航 船舶
I 農水産品							I 農水産品								
1 穀類							1 穀類								
(1) 米、麦	1トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(1) 米、麦	1トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(2) 雑穀、 豆	1トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(2) 雑穀、 豆	1トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(3) 落花生	1トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(3) 落花生	1トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
2 野菜、果 物							2 野菜、果 物								
(4) いも類	1トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(4) いも類	1トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(5) 野菜類	1トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(5) 野菜類	1トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2

(6) 果物類	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(6) 果物類	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
3 綿花								3 綿花							
(7) 綿花	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(7) 綿花	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
4 その他農産品								4 その他農産品							
(8) 工芸作物	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(8) 工芸作物	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(9) 農産加工品	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(9) 農産加工品	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(10) 他に分類されない農産品	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(10) 他に分類されない農産品	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
5 羊毛								5 羊毛							
(11) 羊毛	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4	(11) 羊毛	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4
6 その他畜産品								6 その他畜産品							
(12) 獣類	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4	(12) 獣類	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4
(13) 鳥類	1 トン	<u>16.8</u>	15.6	<u>13.5</u>	12.5	<u>10.1</u>	9.4	(13) 鳥類	1 トン	<u>16.3</u>	15.6	<u>13.1</u>	12.5	<u>9.8</u>	9.4
(14) 鳥獣肉	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(14) 鳥獣肉	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(15) 未加工乳	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(15) 未加工乳	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(16) 鳥卵	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(16) 鳥卵	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(17) 動物性粗繊維、原皮、原毛皮	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4	(17) 動物性粗繊維、原皮、原毛皮	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4
(18) 他に分類されない畜産品	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4	(18) 他に分類されない畜産品	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4
7 水産品								7 水産品							
(19) 魚介類（生鮮、冷凍のもの）	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(19) 魚介類（生鮮、冷凍のもの）	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
(20) 魚介類（塩蔵、乾燥のもの）	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(20) 魚介類（塩蔵、乾燥のもの）	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
(21) その他の水産品	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(21) その他の水産品	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
林産品								林産品							
8 原木								8 原木							
(22) 原木	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(22) 原木	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(23) 製材	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(23) 製材	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
9 樹脂類								9 樹脂類							
(24) 樹脂類	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(24) 樹脂類	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
10 その他木材								10 その他木材							
(25) その他木材	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(25) その他木材	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
11 薪炭								11 薪炭							
(26) 薪炭	1 トン	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	<u>3.3</u>	3.1	(26) 薪炭	1 トン	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2	<u>3.2</u>	3.1

(27) 木炭	1 トン	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	<u>3.3</u>	3.1	(27) 木炭	1 トン	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2	<u>3.2</u>	3.1
鉱産品								鉱産品							
12 石炭								12 石炭							
(28) 石炭	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(28) 石炭	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(29) 亜炭	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(29) 亜炭	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
13 鉄鉱石								13 鉄鉱石							
(30) 鉄鉱、 硫化鉄鉱	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(30) 鉄鉱、 硫化鉄鉱	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
14 その他の 金属鉱								14 その他の 金属鉱							
(31) 非鉄鉱	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(31) 非鉄鉱	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(32) その他 の金属鉱	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(32) その他 の金属鉱	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
15 砂利、砂 、石材								15 砂利、砂 、石材							
(33) 砂利	1 トン	<u>16.8</u>	15.6	<u>14.5</u>	13.5	<u>11.2</u>	10.4	(33) 砂利	1 トン	<u>16.3</u>	15.6	<u>14.1</u>	13.5	<u>10.9</u>	10.4
(34) 砂	1 トン	<u>16.8</u>	15.6	<u>14.5</u>	13.5	<u>11.2</u>	10.4	(34) 砂	1 トン	<u>16.3</u>	15.6	<u>14.1</u>	13.5	<u>10.9</u>	10.4
(35) 石材	1 トン	<u>16.8</u>	15.6	<u>14.5</u>	13.5	<u>11.2</u>	10.4	(35) 石材	1 トン	<u>16.3</u>	15.6	<u>14.1</u>	13.5	<u>10.9</u>	10.4
16 原油								16 原油							
(36) 原油	1 キロ リット ル	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(36) 原油	1 キロ リット ル	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
17 りん鉱石								17 りん鉱石							
(37) りん鉱 石	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(37) りん鉱 石	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
18 石灰石								18 石灰石							
(38) 石灰石	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(38) 石灰石	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
19 原塩								19 原塩							
(39) 原塩	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(39) 原塩	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
20 その他非 金属鉱物								20 その他非 金属鉱物							
(40) その他 非金属鉱 物	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(40) その他 非金属鉱 物	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
金属機械工 業品								金属機械工 業品							
21 鉄鋼								21 鉄鋼							
(41) 鉄	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(41) 鉄	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(42) 鋼	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(42) 鋼	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(43) 鋼材	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(43) 鋼材	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
22 非鉄金属								22 非鉄金属							
(44) 地金、 合金	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(44) 地金、 合金	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(45) 伸鋼品	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(45) 伸鋼品	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(46) 電線、 ケーブル	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(46) 電線、 ケーブル	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
23 金属製品								23 金属製品							
(47) 建設用 金属製品	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(47) 建設用 金属製品	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(48) 線材製 品	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(48) 線材製 品	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(49) 刃物工	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(49) 刃物工	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2

具									具								
(50) その他	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(50) その他	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
金属製品									金属製品								
24 輸送機械									24 輸送機械								
(51) 鉄道車	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(51) 鉄道車	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
両									両								
	大	<u>56.4</u>	52.3	<u>45.1</u>	41.8	<u>33.8</u>	31.3			大	<u>54.9</u>	52.3	<u>43.8</u>	41.8	<u>32.8</u>	31.3	
(52) 自動車	1 台中	<u>45.1</u>	41.8	<u>36</u>	33.4	<u>27.1</u>	25.1		(52) 自動車	1 台中	<u>43.8</u>	41.8	<u>35</u>	33.4	<u>26.3</u>	25.1	
	小	<u>39.5</u>	36.6	<u>31.5</u>	29.2	<u>23.6</u>	21.9			小	<u>38.4</u>	36.6	<u>30.6</u>	29.2	<u>22.9</u>	21.9	
(53) 自転車	1 台大	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(53) 自転車	1 台大	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
、その他	小	<u>3.3</u>	3.1	2.1	2	2.1	2		、その他	小	<u>3.2</u>	3.1	2.1	2	2.1	2	
の車両									の車両								
(54) 船舶	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(54) 船舶	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
(55) 船具	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(55) 船具	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
(56) 航空機	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4		(56) 航空機	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4	
25 その他機									25 その他機								
械									械								
(57) 産業機	1 トン	<u>16.8</u>	15.6	<u>13.5</u>	12.5	<u>10.1</u>	9.4		(57) 産業機	1 トン	<u>16.3</u>	15.6	<u>13.1</u>	12.5	<u>9.8</u>	9.4	
械									械								
(58) 電気機	1 トン	<u>16.8</u>	15.6	<u>13.5</u>	12.5	<u>10.1</u>	9.4		(58) 電気機	1 トン	<u>16.3</u>	15.6	<u>13.1</u>	12.5	<u>9.8</u>	9.4	
械									械								
(59) 照明器	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3		(59) 照明器	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3	
具									具								
(60) 民生用	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3		(60) 民生用	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3	
電気機器									電気機器								
(61) 度量衡	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4		(61) 度量衡	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4	
器									器								
(62) 時計	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4		(62) 時計	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4	
(63) 他に分	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4		(63) 他に分	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4	
類されな									類されな								
い機械									い機械								
化学工業品									化学工業品								
26 陶磁器									26 陶磁器								
(64) 陶磁器	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3		(64) 陶磁器	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3	
27 セメント									27 セメント								
(65) セメン	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2		(65) セメン	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2	
ト									ト								
28 ガラス類									28 ガラス類								
(66) 板ガラ	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3		(66) 板ガラ	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3	
ス									ス								
(67) ガラス	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3		(67) ガラス	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3	
製品									製品								
29 その他窯									29 その他窯								
業品									業品								
(68) れんが	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(68) れんが	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
(69) セメン	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(69) セメン	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
ト製品									ト製品								
(70) 石灰	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2		(70) 石灰	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2	
(71) 土管	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(71) 土管	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
(72) 他に分	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2		(72) 他に分	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	
類されな									類されな								
い窯業品									い窯業品								

(92) 火薬類、危険品	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4	(92) 火薬類、危険品	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4
(93) 他に分類されない化学工業品	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3	(93) 他に分類されない化学工業品	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3
軽工業品								軽工業品							
37 紙、パルプ								37 紙、パルプ							
(94) パルプ	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(94) パルプ	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(95) 紙	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(95) 紙	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(96) その他製紙原料	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(96) その他製紙原料	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
38 糸、紡績半製品								38 糸、紡績半製品							
(97) 糸、紡績半製品	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(97) 糸、紡績半製品	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
39 その他繊維工業品								39 その他繊維工業品							
(98) 織物	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(98) 織物	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
40 砂糖								40 砂糖							
(99) 砂糖	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(99) 砂糖	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
41 その他食料工業品								41 その他食料工業品							
(100) 製造食品	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(100) 製造食品	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(101) 缶詰	1 トン	<u>12.4</u>	11.5	<u>10.1</u>	9.4	<u>7.8</u>	7.3	(101) 缶びん詰食料	1 トン	<u>12</u>	11.5	<u>9.8</u>	9.4	<u>7.6</u>	7.3
(102) 菓子	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(102) 菓子	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
(103) 嗜好品	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(103) 嗜好品	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(104) 調味料	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(104) 調味料	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(105) 飲料	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(105) 飲料	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
(106) 酒類	1 トン	<u>18</u>	16.7	<u>15.7</u>	14.6	<u>13.5</u>	12.5	(106) 酒類	1 トン	<u>17.5</u>	16.7	<u>15.3</u>	14.6	<u>13.1</u>	12.5
(107) 清涼飲料水	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(107) 清涼飲料水	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
(108) 氷	1 トン	<u>16.8</u>	15.6	<u>14.5</u>	13.5	<u>11.2</u>	10.4	(108) 氷	1 トン	<u>16.3</u>	15.6	<u>14.1</u>	13.5	<u>10.9</u>	10.4
(109) 他に分類されない食料工業品	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(109) 他に分類されない食料工業品	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
雑工業品								雑工業品							
42 玩具								42 がん具							
(110) 玩具	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3	(110) がん具	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3
43 日用品								43 日用品							
(111) 書籍、印刷物	1 トン	<u>12.4</u>	11.5	<u>10.1</u>	9.4	<u>7.8</u>	7.3	(111) 書籍、印刷物	1 トン	<u>12</u>	11.5	<u>9.8</u>	9.4	<u>7.6</u>	7.3
(112) 衣服、身回り品	1 トン	<u>22.5</u>	20.9	<u>16.8</u>	15.6	<u>11.2</u>	10.4	(112) 衣服、身回り品	1 トン	<u>21.9</u>	20.9	<u>16.3</u>	15.6	<u>10.9</u>	10.4
(113) 畳表類	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>7.8</u>	7.3	(113) 畳表類	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>7.6</u>	7.3
(114) 傘	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(114) 傘	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(115) 履物	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3	(115) 履物	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3
(116) 文房具	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(116) 文房具	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2

(139) 非鉄金属くず	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(139) 非鉄金属くず	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
48 くずもの								48 くずもの							
(140) くずもの	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(140) くずもの	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
(141) ガラスくず	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(141) ガラスくず	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
49 動植物性製造飼肥料								49 動植物性製造飼肥料							
(142) 動植物性製造飼肥料	1 トン	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	(142) 動植物性製造飼肥料	1 トン	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2
50 輸送用容器								50 輸送用容器							
(143) 金属性容器	1 トン	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	<u>4.4</u>	4.1	(143) 金属性容器	1 トン	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2	<u>4.3</u>	4.1
(144) ボンベ	1 トン	<u>13.5</u>	12.5	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	(144) ボンベ	1 トン	<u>13.1</u>	12.5	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3
(145) 箱類	1 トン	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	<u>4.4</u>	4.1	(145) 箱類	1 トン	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2	<u>4.3</u>	4.1
(146) たる類	1 トン	<u>6.6</u>	6.2	<u>5.6</u>	5.2	<u>4.4</u>	4.1	(146) たる類	1 トン	<u>6.5</u>	6.2	<u>5.4</u>	5.2	<u>4.3</u>	4.1
(147) 籠、ざる類	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(147) 籠、ざる類	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(148) その他の輸送用容器	1 トン	<u>15.7</u>	14.6	<u>12.4</u>	11.5	<u>8.9</u>	8.3	(148) その他の輸送用容器	1 トン	<u>15.3</u>	14.6	<u>12</u>	11.5	<u>8.7</u>	8.3
51 取合せ品								51 取合せ品							
(149) 引越荷物	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(149) 引越荷物	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(150) 自動車便路線貨物	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(150) 自動車便路線貨物	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
(151) 内外航船舶小口混載貨物	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(151) 内外航船舶小口混載貨物	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2
52 分類不能のもの								52 分類不能のもの							
(152) 分類不能のもの	1 トン	<u>11.2</u>	10.4	<u>8.9</u>	8.3	<u>6.6</u>	6.2	(152) 分類不能のもの	1 トン	<u>10.9</u>	10.4	<u>8.7</u>	8.3	<u>6.5</u>	6.2

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部改正)

第4条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使 用 料						使 用 料					
区分	種別	細 別	単位	金額	備考	区分	種別	細 別	単位	金額	備考
技術 開発 関係	機械 金属 用機	1 立フライス盤	1 時間	<u>970円</u>		技術 開発 関係	機械 金属 用機	1 立フライス盤	1 時間	<u>940円</u>	
		2 平面研削盤	1 時間	<u>1,620円</u>				2 平面研削盤	1 時間	<u>1,570円</u>	
		3 ラジアルボール盤	1 時間	<u>970円</u>				3 ラジアルボール盤	1 時間	<u>940円</u>	

器	品名	時間	単価
4	油圧帯のご盤	1時間	750円
5	普通旋盤	1時間	1,180円
6	シアーリングマシン	1時間	750円
7	炭酸ガスアーク半自動溶接機	1時間	970円
8	交流アーク溶接機	1時間	860円
9	交直両用TIG溶接機	1時間	750円
10	高速湿式試料切断機	1時間	750円
11	万能材料試験機	1時間	1,180円
12	万能工具顕微鏡	1時間	750円
13	形状粗さ測定機	1時間	640円
14	顕微鏡試料埋込機	1時間	970円
15	顕微鏡試料研摩機	1時間	970円
16	硬度計	1時間	430円
17	ビッカース硬度計	1時間	430円
18	シャルピー衝撃試験機	1時間	430円
19	ハイスピードビデオ	1時間	430円
20	キャス試験機	1時間	430円
21	イオン窒化炉	1時間	2,050円
22	恒温恒湿器	1時間	750円
23	高速小型精密旋盤	1時間	640円
24	極低温槽	1時間	430円
25	軟X線撮影装置	1時間	1,620円
26	迅速熱伝導率計	1時間	430円
27	静ひずみ測定装置	1時間	430円
28	動ひずみ計	1時間	430円
29	電動デジタルロックウエル硬度計	1時間	430円
30	摩耗試験機	1時間	430円
31	ロール型粉碎機	1時間	640円
32	デジタル変角光沢計	1時間	430円
33	マイクロスコープ	1時間	640円
34	超微小硬度計	1時間	430円
35	万能投影機	1時間	430円
36	X線マイクロアナライザー	1時間	750円
37	酸素窒素同時分析装置	1時間	1,510円
38	放電プラズマ焼結機	1時間	2,590円

器	品名	時間	単価
4	油圧帯のご盤	1時間	730円
5	普通旋盤	1時間	1,150円
6	シアーリングマシン	1時間	730円
7	炭酸ガスアーク半自動溶接機	1時間	940円
8	交流アーク溶接機	1時間	840円
9	交直両用TIG溶接機	1時間	730円
10	高速湿式試料切断機	1時間	730円
11	万能材料試験機	1時間	1,150円
12	万能工具顕微鏡	1時間	730円
13	形状粗さ測定機	1時間	630円
14	顕微鏡試料埋込機	1時間	940円
15	顕微鏡試料研摩機	1時間	940円
16	硬度計	1時間	420円
17	ビッカース硬度計	1時間	420円
18	シャルピー衝撃試験機	1時間	420円
19	ハイスピードビデオ	1時間	420円
20	キャス試験機	1時間	420円
21	イオン窒化炉	1時間	1,990円
22	恒温恒湿器	1時間	730円
23	高速小型精密旋盤	1時間	630円
24	極低温槽	1時間	420円
25	軟X線撮影装置	1時間	1,570円
26	迅速熱伝導率計	1時間	420円
27	静ひずみ測定装置	1時間	420円
28	動ひずみ計	1時間	420円
29	電動デジタルロックウエル硬度計	1時間	420円
30	摩耗試験機	1時間	420円
31	ロール型粉碎機	1時間	630円
32	デジタル変角光沢計	1時間	420円
33	マイクロスコープ	1時間	630円
34	超微小硬度計	1時間	420円
35	万能投影機	1時間	420円
36	X線マイクロアナライザー	1時間	730円
37	酸素窒素同時分析装置	1時間	1,470円
38	放電プラズマ焼結機	1時間	2,520円

	39	金属顕微鏡	1時間	540円	
	40	エンジン脱着システム	1時間	430円	
	41	四輪アライメント計測システム	1時間	430円	
	42	制動力、速度計、サイドスリップ、ヘッドライト光軸計測システム	1時間	430円	
	43	操舵力角計測システム	1時間	430円	
	44	熱画像計測装置	1時間	430円	
	45	3Dスキャナ	1時間	430円	
	46	精密切断機	1時間	1,080円	
	47	恒温槽付き万能試験機	1時間	540円	
電子用機器	1	ノイズ試験装置	1時間	430円	
	2	波形解析システム	1時間	430円	
	3	電子計測システム	1時間	430円	
	4	恒温恒湿器	1時間	750円	
	5	デジタルパワーメーター	1時間	430円	
	6	直流安定化電源	1時間	640円	
	7	交流安定化電源	1時間	540円	
	8	超絶縁抵抗計	1時間	430円	
	9	可変抵抗器	1時間	430円	
	10	標準コンデンサーセット	1時間	430円	
	11	透磁率計	1時間	430円	
	12	電波暗室	1時間	430円	
	13	シールド室	1時間	430円	
	14	複合環境試験装置	1時間	970円	
	15	冷熱衝撃試験装置	1時間	970円	
	16	衝撃試験装置	1時間	750円	
	17	加速寿命試験器	1時間	750円	
	18	耐電圧試験装置	1時間	430円	
	19	分光放射計	1時間	430円	
	20	雰囲気炉	1時間	540円	
	21	イミュニティ試験装置	1時間	970円	
	22	ミリ波ネットワークアナライザー	1時間	430円	
	23	音響特性測定装置	1時間	430円	
	24	E M I測定システム	1時間	430円	

	39	金属顕微鏡	1時間	520円	
	40	エンジン脱着システム	1時間	420円	
	41	四輪アライメント計測システム	1時間	420円	
	42	制動力、速度計、サイドスリップ、ヘッドライト光軸計測システム	1時間	420円	
	43	操舵力角計測システム	1時間	420円	
	44	熱画像計測装置	1時間	420円	
	45	3Dスキャナ	1時間	420円	
	46	精密切断機	1時間	1,050円	
電子用機器	1	ノイズ試験装置	1時間	420円	
	2	波形解析システム	1時間	420円	
	3	電子計測システム	1時間	420円	
	4	恒温恒湿器	1時間	730円	
	5	デジタルパワーメーター	1時間	420円	
	6	直流安定化電源	1時間	630円	
	7	交流安定化電源	1時間	520円	
	8	超絶縁抵抗計	1時間	420円	
	9	可変抵抗器	1時間	420円	
	10	標準コンデンサーセット	1時間	420円	
	11	透磁率計	1時間	420円	
	12	電波暗室	1時間	420円	
	13	シールド室	1時間	420円	
	14	複合環境試験装置	1時間	940円	
	15	冷熱衝撃試験装置	1時間	940円	
	16	衝撃試験装置	1時間	730円	
	17	加速寿命試験器	1時間	730円	
	18	耐電圧試験装置	1時間	420円	
	19	分光放射計	1時間	420円	
	20	雰囲気炉	1時間	520円	
	21	イミュニティ試験装置	1時間	940円	
	22	ミリ波ネットワークアナライザー	1時間	420円	
	23	音響特性測定装置	1時間	420円	
	24	E M I測定システム	1時間	420円	

	25	高周波信号収集解析装置	1時間	430円	
	26	多信号情報高速収集装置	1時間	430円	
	27	周波数特性分析器	1時間	540円	
	28	電磁界理論解析システム	1時間	430円	
	29	マテリアルアナライザ	1時間	430円	
	30	電磁波測定システム	1時間	430円	
	31	放射イミュニティ測定システム	1時間	540円	
	32	車載用データ収録解析システム	1時間	430円	
	33	電力充放電システム	1時間	860円	
	34	防爆型恒温槽	1時間	540円	
	35	マイクロ波ネットワークアナライザ	1時間	430円	
化学 用機 器	1	粒度分布測定装置	1時間	640円	
	2	プラスチック試料調整装置	1時間	540円	
	3	ロール機	1時間	640円	
	4	自動プレス	1時間	860円	
	5	偏光顕微鏡	1時間	540円	
	6	押し出し成形機	1時間	1,830円	
	7	耐候試験機	1時間	640円	
	8	熱分解ガスクロマトグラフ	1時間	540円	
	9	熱分析装置	1時間	540円	
	10	接触角計	1時間	430円	
	11	イオンクロマトグラフ	1時間	970円	
	12	密度計	1時間	430円	
	13	摩擦測定機	1時間	430円	
	14	自動遠心研磨機	1時間	430円	
	15	自動乳鉢	1時間	430円	
	16	万能材料試験機	1時間	430円	
	17	射出成形機	1時間	1,620円	
	18	ホットプレス	1時間	1,290円	
	19	マッフル炉	1時間	430円	
	20	電気炉	1時間	640円	省略

	25	高周波信号収集解析装置	1時間	420円	
	26	多信号情報高速収集装置	1時間	420円	
	27	周波数特性分析器	1時間	520円	
	28	電磁界理論解析システム	1時間	420円	
	29	マテリアルアナライザ	1時間	420円	
	30	電磁波測定システム	1時間	420円	
	31	放射イミュニティ測定システム	1時間	520円	
	32	車載用データ収録解析システム	1時間	420円	
	33	電力充放電システム	1時間	840円	
	34	防爆型恒温槽	1時間	520円	
	35	マイクロ波ネットワークアナライザ	1時間	420円	
化学 用機 器	1	粒度分布測定装置	1時間	630円	
	2	プラスチック試料調整装置	1時間	520円	
	3	ロール機	1時間	630円	
	4	自動プレス	1時間	840円	
	5	偏光顕微鏡	1時間	520円	
	6	押し出し成形機	1時間	1,780円	
	7	耐候試験機	1時間	630円	
	8	熱分解ガスクロマトグラフ	1時間	520円	
	9	熱分析装置	1時間	520円	
	10	接触角計	1時間	420円	
	11	イオンクロマトグラフ	1時間	940円	
	12	密度計	1時間	420円	
	13	摩擦測定機	1時間	420円	
	14	自動遠心研磨機	1時間	420円	
	15	自動乳鉢	1時間	420円	
	16	万能材料試験機	1時間	420円	
		17	粉碎機	1時間	730円
	18	射出成形機	1時間	1,570円	
	19	ホットプレス	1時間	1,260円	
	20	マッフル炉	1時間	420円	
	21	電気炉	1時間	630円	省略

21	粉砕機	1時間	540円	省略
22	自動滴定装置	1時間	430円	
23	細孔分布等測定装置	1時間	1,620円	
24	I C P 発光分光分析装置	1時間	1,830円	
25	H P L C / 質量分析計	1時間	1,830円	
26	高分解能観察装置	1時間	750円	省略
27	恒温振とう機	1時間	430円	
28	卓上型走査電子顕微鏡	1時間	430円	
29	顕微赤外分光光度計	1時間	540円	
30	粉砕機	1時間	540円	省略
31	紫外可視分光光度計	1時間	430円	
32	ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析計	1時間	640円	
33	液体窒素製造装置	1時間	430円	
34	全有機炭素計	1時間	540円	
35	M A L D I 飛行時間質量分析計	1時間	540円	
36	G P C システム	1時間	750円	
37	走査型プローブ顕微鏡	1時間	430円	
38	オートクレーブ	1時間	540円	
39	エネルギー分散型蛍光 X 線分析装置	1時間	430円	
食品産業関係	食品加工用機器			
1	超遠心分離機	1時間	540円	
2	自動アミノ酸分析機	1時間	2,590円	
3	高温高圧調理殺菌装置	1時間	860円	
4	テクスチュロメーター	1時間	640円	
5	真空冷凍乾燥機	1時間	640円	
6	簡易くん煙装置	1時間	640円	
7	オープン	1時間	640円	省略

22	粉砕機	1時間	520円	省略
23	自動滴定装置	1時間	420円	
24	細孔分布等測定装置	1時間	1,570円	
25	混練性試験機	1時間	940円	
26	I C P 発光分光分析装置	1時間	1,780円	
27	H P L C / 質量分析計	1時間	1,780円	
28	高分解能観察装置	1時間	730円	省略
29	動的粘弾性測定装置	1時間	1,050円	
30	恒温振とう機	1時間	420円	
31	卓上型走査電子顕微鏡	1時間	420円	
32	顕微赤外分光光度計	1時間	520円	
33	粉砕機	1時間	520円	省略
34	紫外可視分光光度計	1時間	420円	
35	ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析計	1時間	630円	
36	液体窒素製造装置	1時間	420円	
37	全有機炭素計	1時間	520円	
38	M A L D I 飛行時間質量分析計	1時間	520円	
39	G P C システム	1時間	730円	
40	走査型プローブ顕微鏡	1時間	420円	
食品産業関係	食品加工用機器			
1	超遠心分離機	1時間	520円	
2	自動アミノ酸分析機	1時間	2,520円	
3	高温高圧調理殺菌装置	1時間	840円	
4	テクスチュロメーター	1時間	630円	
5	ガス置換包装機	1時間	520円	
6	コンタクトフリーザー	1時間	630円	
7	真空冷凍乾燥機	1時間	630円	
8	簡易くん煙装置	1時間	630円	
9	オープン	1時間	630円	省略

8	搾汁機	1時間	750円	
9	造粒試験機	1時間	640円	
10	超臨界ガス抽出装置	1時間	970円	
11	ガスクロマトグラフ	1時間	640円	
12	煎機	1時間	430円	
13	糖衣機	1時間	1,290円	
14	スーパーマスコロイダー	1時間	540円	
15	マイクロ波減圧乾燥装置	1時間	540円	
16	水分活性測定装置	1時間	430円	
17	遠赤外線焼物機	1時間	540円	
18	フードカッター	1時間	540円	
19	紫外可視分光光度計	1時間	540円	
20	高速液体クロマトグラフ	1時間	430円	
21	原子吸光分光光度計	1時間	2,370円	
22	天秤	1時間	430円	
23	冷却遠心器	1時間	430円	
24	レオ・メーター	1時間	430円	
25	屈折計	1時間	430円	
26	恒温恒湿器	1時間	430円	
27	ビスコグラフ	1時間	430円	
28	発泡果実酒製造装置	1時間	430円	
29	粒度分布計	1時間	430円	省略
30	マイクロチップ電気泳動装置	1時間	430円	
31	泳動観察装置	1時間	430円	
32	生物顕微鏡システム	1時間	430円	
33	画像認識システム	1時間	430円	
34	高速大容量遠心機	1時間	430円	
35	高圧滅菌処理機	1時間	430円	
36	粘度測定装置	1時間	430円	
37	竹輪焼機	1時間	540円	
38	フードプロセッサ	1時間	430円	
39	魚肉採取機	1時間	430円	

10	搾汁機	1時間	730円	
11	遠赤外線乾燥器	1時間	630円	
12	造粒試験機	1時間	630円	
13	超臨界ガス抽出装置	1時間	940円	
14	ガスクロマトグラフ	1時間	630円	
15	煎機	1時間	420円	
16	糖衣機	1時間	1,260円	
17	スーパーマスコロイダー	1時間	520円	
18	マイクロ波減圧乾燥装置	1時間	940円	
19	水分活性測定装置	1時間	420円	
20	遠赤外線焼物機	1時間	520円	
21	フードカッター	1時間	520円	
22	紫外可視分光光度計	1時間	520円	
23	高速液体クロマトグラフ	1時間	420円	
24	原子吸光分光光度計	1時間	2,310円	
25	天秤	1時間	420円	
26	冷却遠心器	1時間	420円	
27	測色計	1時間	420円	
28	無菌ボックス	1時間	420円	
29	レオ・メーター	1時間	420円	
30	屈折計	1時間	420円	
31	恒温恒湿器	1時間	420円	
32	ビスコグラフ	1時間	420円	
33	発泡果実酒製造装置	1時間	420円	
34	粒度分布計	1時間	420円	省略
35	マイクロチップ電気泳動装置	1時間	420円	
36	泳動観察装置	1時間	420円	
37	生物顕微鏡システム	1時間	420円	
38	画像認識システム	1時間	420円	
39	高速大容量遠心機	1時間	420円	
40	高圧滅菌処理機	1時間	420円	
41	粘度測定装置	1時間	420円	
42	竹輪焼機	1時間	520円	
43	フードプロセッサ	1時間	420円	
44	魚肉採取機	1時間	420円	

40	微量機能性成分測定機	1時間	540円	
41	純水製造機	1時間	540円	
42	ヘッドスペースGCMS	1時間	750円	
43	アミノ酸高速分析システム	1時間	2,480円	
44	恒温水槽	1時間	430円	
45	恒温振とう機	1時間	430円	
46	糖鎖分析装置	1時間	540円	
47	マイクロプレート吸光度測定装置	1時間	430円	
48	細胞培養装置	1時間	430円	
49	食品組織観察装置	1時間	430円	
50	誘電フリーザー	1時間	640円	
51	粉碎機	1時間	430円	
52	乾燥機	1時間	540円	
53	顕微鏡	1時間	430円	
54	電解水製造装置	1時間	540円	
55	スチームコンベクションオープン	1時間	750円	
56	インキュベーター	1時間	430円	
57	味認識装置	1時間	2,160円	
58	スプレードライヤ	1時間	540円	
59	真空式ドラムドライヤ	1時間	1,180円	
60	冷風乾燥機	1時間	430円	
61	バルバー搾汁機	1時間	750円	
62	マイクロ波減圧蒸留装置	1時間	430円	
63	バイオクリーンベンチ	1時間	430円	
64	ヘッドスペースアナライザー	1時間	750円	
65	分光測色計	1時間	430円	

窯業関係

焼成がま及び炉	1	電気炉	1回	7,560円	省略
	2	電気炉	1回	5,290円	省略
	3	電気炉	1回	4,100円	省略
	4	焼結試験装置	1回	1,080円	
	5	ガス炉	1回	6,690円	省略
	6	ガス炉	1回	3,780円	省略

窯業用機器

	1	ボールミル	1時間	640円	省略
	2	ボールミル	1時間	430円	省略
	3	ボールミル	1時間	430円	省略
	4	真空土練機	1時間	640円	

45	微量機能性成分測定機	1時間	520円	
46	純水製造機	1時間	520円	
47	ヘッドスペースGCMS	1時間	730円	
48	アミノ酸高速分析システム	1時間	2,410円	
49	恒温水槽	1時間	420円	
50	恒温振とう機	1時間	420円	
51	糖鎖分析装置	1時間	520円	
52	マイクロプレート吸光度測定装置	1時間	420円	
53	細胞培養装置	1時間	420円	
54	食品組織観察装置	1時間	420円	
55	誘電フリーザー	1時間	630円	
56	粉碎機	1時間	420円	
57	乾燥機	1時間	520円	
58	顕微鏡	1時間	420円	
59	電解水製造装置	1時間	520円	
60	スチームコンベクションオープン	1時間	730円	
61	インキュベーター	1時間	420円	
62	味認識装置	1時間	2,100円	
63	スプレードライヤ	1時間	520円	
64	真空式ドラムドライヤ	1時間	1,150円	
65	冷風乾燥機	1時間	420円	
66	バルバー搾汁機	1時間	730円	
67	マイクロ波減圧蒸留装置	1時間	420円	
68	バイオクリーンベンチ	1時間	420円	

窯業関係

焼成がま及び炉	1	電気炉	1回	7,350円	省略
	2	電気炉	1回	5,140円	省略
	3	電気炉	1回	3,990円	省略
	4	焼結試験装置	1回	1,050円	
	5	ガス炉	1回	6,510円	省略
	6	ガス炉	1回	3,670円	省略

窯業用機器

	1	ボールミル	1時間	630円	省略
	2	ボールミル	1時間	420円	省略
	3	ボールミル	1時間	420円	省略
	4	真空土練機	1時間	630円	

5	クラッシャー	1時間	540円	
6	スタンパー	1時間	640円	省略
7	脱鉄器	1時間	640円	
8	フィルタープレス	1時間	750円	
9	機械乳鉢	1時間	540円	
10	標準ふるい	1時間	430円	
11	衝撃強度測定解析装置	1時間	540円	
12	たたら成形機	1時間	640円	
13	サンドブラスト	1時間	860円	
14	材料試験機	1時間	430円	
15	X線分析装置	1時間	1,940円	
16	熱風乾燥器	1時間	430円	
17	超低温恒温恒湿器	1時間	540円	
18	瓦曲げ試験機	1時間	430円	
19	赤外線水分計	1時間	430円	
20	実体顕微鏡	1時間	430円	
21	走査型電子顕微鏡	1時間	430円	
22	バッチ式微粉砕機	1時間	1,510円	
23	高速混合混練機	1時間	430円	
24	粒度分布測定装置	1時間	540円	省略
25	湿式プレス成形機	1時間	430円	
26	完全脱気式圧力鋳込装置	1時間	430円	
27	自然対流式乾燥機	1時間	430円	
28	デジタルマイクロスコープ	1時間	430円	
29	陶磁器分光光度計システム	1時間	430円	
30	赤外線放射特性計測装置	1時間	430円	
31	セラミック円筒研削盤	1時間	540円	
32	超純水製造装置	1時間	430円	
33	プロッター	1時間	3,560円	
34	フレットミル	1時間	430円	
35	遊星ミル	1時間	640円	
36	振動ふるい	1時間	430円	
37	大型乾燥機	1時間	540円	
38	X線分析システム	1時間	1,510円	

繊維産業
染織用機

1	整経機	1時間	970円	
2	撚糸機	1時間	750円	

5	クラッシャー	1時間	520円	
6	スタンパー	1時間	630円	省略
7	脱鉄器	1時間	630円	
8	フィルタープレス	1時間	730円	
9	機械乳鉢	1時間	520円	
10	標準ふるい	1時間	420円	
11	衝撃強度測定解析装置	1時間	520円	
12	たたら成形機	1時間	630円	
13	サンドブラスト	1時間	840円	
14	材料試験機	1時間	420円	
15	X線分析装置	1時間	1,890円	
16	熱風乾燥器	1時間	420円	
17	超低温恒温恒湿器	1時間	520円	
18	瓦曲げ試験機	1時間	420円	
19	赤外線水分計	1時間	420円	
20	実体顕微鏡	1時間	420円	
21	細孔分布測定装置	1時間	1,470円	
22	走査型電子顕微鏡	1時間	420円	
23	バッチ式微粉砕機	1時間	1,470円	
24	高速混合混練機	1時間	420円	
25	粒度分布測定装置	1時間	520円	省略
26	湿式プレス成形機	1時間	420円	
27	完全脱気式圧力鋳込装置	1時間	420円	
28	表面積・細孔分布測定器	1時間	420円	
29	自然対流式乾燥機	1時間	420円	
30	デジタルマイクロスコープ	1時間	420円	
31	陶磁器分光光度計システム	1時間	420円	
32	赤外線放射特性計測装置	1時間	420円	
33	セラミック円筒研削盤	1時間	520円	
34	超純水製造装置	1時間	420円	
35	プロッター	1時間	3,460円	
36	フレットミル	1時間	420円	
37	遊星ミル	1時間	630円	
38	振動ふるい	1時間	420円	
39	大型乾燥機	1時間	520円	

繊維産業
染織用機

1	整経機	1時間	940円	
2	撚糸機	1時間	730円	

関係器	3	電子顕微鏡	1時間	<u>750円</u>
	4	アップツイスター	1時間	<u>540円</u>
	5	ダブルカバーリングマシン	1時間	<u>540円</u>
	6	アレンジワインダー	1時間	<u>430円</u>
	7	多色染型高温高压チーズ染色機	1時間	<u>1,180円</u>
	8	高温高压製品染色処理機	1時間	<u>970円</u>
	9	デザイン企画総合支援システム	1時間	<u>640円</u>
	10	染色乾燥仕上加工機	1時間	<u>860円</u>
	11	引張圧縮試験機	1時間	<u>540円</u>
	12	真空式赤外線乾燥計量器	1時間	<u>430円</u>
	13	総糸巻き返しワインダー	1時間	<u>430円</u>
	14	電動式検尺器	1時間	<u>430円</u>
	15	顕微鏡システム	1時間	<u>860円</u>
	16	高温高压チーズ染色乾燥機	1時間	<u>640円</u>
	17	オーバーマイヤー染色機	1時間	<u>640円</u>
	18	レピア織機	1時間	<u>640円</u>
	19	電気透析装置	1時間	<u>540円</u>
	20	A T R 赤外分光光度測定機	1時間	<u>430円</u>
	21	真空凍結乾燥機	1時間	<u>430円</u>
	22	高速ワインダー	1時間	<u>430円</u>
	23	経糸抱合力試験機	1時間	<u>640円</u>
	24	サイジングワインダー	1時間	<u>640円</u>
	25	洗濯試験機	1時間	<u>970円</u>
	紙産業関係	共同研究室		1平方メートル1月
研修室			1時間	<u>2,010円</u>
省略				
製紙用機器		1	高濃度リファイナ	1時間
	2	自動式P F Iミル	1時間	<u>860円</u>
	3	カナディアン型こう解度試験機	1時間	<u>540円</u>

関係器	3	電子顕微鏡	1時間	<u>730円</u>	
	4	アップツイスター	1時間	<u>520円</u>	
	5	ダブルカバーリングマシン	1時間	<u>520円</u>	
	6	アレンジワインダー	1時間	<u>420円</u>	
	7	多色染型高温高压チーズ染色機	1時間	<u>1,150円</u>	
	8	高温高压製品染色処理機	1時間	<u>940円</u>	
	9	デザイン企画総合支援システム	1時間	<u>630円</u>	
	10	真空糸蒸機	1時間	<u>1,050円</u>	
	11	染色乾燥仕上加工機	1時間	<u>840円</u>	
	12	引張圧縮試験機	1時間	<u>520円</u>	
	13	真空式赤外線乾燥計量器	1時間	<u>420円</u>	
	14	総糸巻き返しワインダー	1時間	<u>420円</u>	
	15	電動式検尺器	1時間	<u>420円</u>	
	16	顕微鏡システム	1時間	<u>840円</u>	
	17	高温高压チーズ染色乾燥機	1時間	<u>630円</u>	
	18	オーバーマイヤー染色機	1時間	<u>630円</u>	
	19	レピア織機	1時間	<u>630円</u>	
	20	電気透析装置	1時間	<u>520円</u>	
	21	A T R 赤外分光光度測定機	1時間	<u>420円</u>	
	22	真空凍結乾燥機	1時間	<u>420円</u>	
	23	高速ワインダー	1時間	<u>420円</u>	
	24	経糸抱合力試験機	1時間	<u>630円</u>	
	25	サイジングワインダー	1時間	<u>630円</u>	
	26	洗濯試験機	1時間	<u>940円</u>	
	紙産業関係	共同研究室		1平方メートル1月	<u>1,160円</u>
		研修室		1時間	<u>1,960円</u>
省略					
製紙用機器		1	高濃度リファイナ	1時間	<u>730円</u>
	2	自動式P F Iミル	1時間	<u>840円</u>	
	3	カナディアン型こう解度試験機	1時間	<u>520円</u>	

4	抄紙機	1時間	12,740円
5	シートマシン抄紙機	1時間	1,400円
6	回転型乾燥機	1時間	540円
7	湿紙乾燥装置	1時間	430円
8	浮選試験機	1時間	540円
9	バルバー	1時間	540円
10	サイズプレス装置	1時間	2,700円
11	高温用回転型乾燥機	1時間	640円
12	打解機	1時間	430円
13	ピーター	1時間	640円
14	ナギナタピーター	1時間	540円
15	手漉き道具	1時間	540円
16	自動プレス機	1時間	540円
17	三角蒸気乾燥機	1時間	640円
18	ナイヤガラピーター	1時間	540円
19	ゼータ電位計	1時間	540円
20	粒子電荷計	1時間	1,400円
21	オートクレーブ	1時間	540円
22	バルブ離解機	1時間	430円
23	試験用バルバー	1時間	970円
24	試験用ピーター	1時間	1,080円
25	手動式シートマシン	1時間	640円

紙加工用機器

1	熱カレンダー	1時間	1,080円
2	多目的不織布製造装置	1時間	7,880円
3	ホットプレス	1時間	970円
4	卓上型塗工機	1時間	540円
5	乾式破碎装置	1時間	640円
6	オートミル	1時間	540円
7	スクリーン印刷機	1時間	750円
8	撚糸機	1時間	430円
9	ロータリースクリーンコーター	1時間	1,400円
10	マルチコーター	1時間	5,610円
11	テスト用エンボス加工機	1時間	540円
12	ボールミル	1時間	430円
13	ナノファイバー不織布製造装置	1時間	860円

物理

1	伸縮度試験機	1時間	1,830円
---	--------	-----	--------

4	抄紙機	1時間	12,390円
5	シートマシン抄紙機	1時間	1,360円
6	回転型乾燥機	1時間	520円
7	湿紙乾燥装置	1時間	420円
8	浮選試験機	1時間	520円
9	バルバー	1時間	520円
10	サイズプレス装置	1時間	2,620円
11	高温用回転型乾燥機	1時間	630円
12	打解機	1時間	420円
13	ピーター	1時間	630円
14	ナギナタピーター	1時間	520円
15	手漉き道具	1時間	520円
16	自動プレス機	1時間	520円
17	三角蒸気乾燥機	1時間	630円
18	ナイヤガラピーター	1時間	520円
19	ゼータ電位計	1時間	520円
20	粒子電荷計	1時間	1,360円
21	オートクレーブ	1時間	520円
22	バルブ離解機	1時間	420円
23	試験用バルバー	1時間	940円
24	試験用ピーター	1時間	1,050円
25	手動式シートマシン	1時間	630円

紙加工用機器

1	熱カレンダー	1時間	1,050円
2	多目的不織布製造装置	1時間	7,660円
3	ホットプレス	1時間	940円
4	卓上型塗工機	1時間	520円
5	乾式破碎装置	1時間	630円
6	オートミル	1時間	520円
7	プロッター	1時間	630円
8	スクリーン印刷機	1時間	730円
9	撚糸機	1時間	420円
10	ロータリースクリーンコーター	1時間	1,360円
11	マルチコーター	1時間	5,460円
12	テスト用エンボス加工機	1時間	520円
13	ボールミル	1時間	420円
14	ナノファイバー不織布製造装置	1時間	840円

物理

1	伸縮度試験機	1時間	1,780円
---	--------	-----	--------

試験 用機 器	2	燃焼性試験機	1時間	<u>430円</u>	
	3	引張圧縮試験機	1時間	<u>540円</u>	
	4	柔軟度試験機	1時間	<u>430円</u>	
	5	電子式水分計	1時間	<u>430円</u>	
	6	剛度試験機	1時間	<u>540円</u>	
	7	恒温恒湿器	1時間	<u>430円</u>	
	8	紫外線検出器	1時間	<u>430円</u>	
	9	熱傾斜試験機	1時間	<u>640円</u>	
	10	繊維配向性試験機	1時間	<u>860円</u>	
	11	繊維長分布測定装置	1時間	<u>1,720円</u>	
	12	ドレープテスター	1時間	<u>640円</u>	
	13	吸油度試験機	1時間	<u>860円</u>	
	14	摩擦感テスター	1時間	<u>540円</u>	
	15	通気性試験機	1時間	<u>540円</u>	
	16	ハンディ圧縮試験機	1時間	<u>860円</u>	
	17	全自動紙物性測定装置	1時間	<u>430円</u>	
	18	生物顕微鏡	1時間	<u>750円</u>	
	19	実体顕微鏡	1時間	<u>540円</u>	
	20	光沢度計	1時間	<u>430円</u>	
	21	白色度計	1時間	<u>540円</u>	
	22	材料万能試験機	1時間	<u>430円</u>	
	23	水蒸気透過度試験機	1時間	<u>430円</u>	
	24	ガス透過度試験機	1時間	<u>540円</u>	
	25	耐候性試験機	1時間	<u>640円</u>	
	26	自動細孔測定装置	1時間	<u>540円</u>	
	27	粒度分布測定装置	1時間	<u>430円</u>	
	28	万能投影機	1時間	<u>430円</u>	
	29	高圧型破裂度試験機	1時間	<u>540円</u>	
	30	軽荷重引裂度試験機	1時間	<u>430円</u>	
	31	クラーク剛度試験機	1時間	<u>430円</u>	
	32	ハンドルオメータ	1時間	<u>430円</u>	
	33	強制循環式恒温機	1時間	<u>430円</u>	
	34	自動化表面試験機	1時間	<u>430円</u>	
	化学 試験 用機 器	1	遠心分離機	1時間	<u>430円</u>
2		PH測定器	1時間	<u>430円</u>	
3		ホモミキサー	1時間	<u>430円</u>	
4		電気マッフル炉	1時間	<u>430円</u>	

試験 用機 器	2	燃焼性試験機	1時間	<u>420円</u>	
	3	引張圧縮試験機	1時間	<u>520円</u>	
	4	柔軟度試験機	1時間	<u>420円</u>	
	5	電子式水分計	1時間	<u>420円</u>	
	6	剛度試験機	1時間	<u>520円</u>	
	7	恒温恒湿器	1時間	<u>420円</u>	
	8	紫外線検出器	1時間	<u>420円</u>	
	9	熱傾斜試験機	1時間	<u>630円</u>	
	10	繊維配向性試験機	1時間	<u>840円</u>	
	11	繊維長分布測定装置	1時間	<u>1,680円</u>	
	12	ドレープテスター	1時間	<u>630円</u>	
	13	吸油度試験機	1時間	<u>840円</u>	
	14	摩擦感テスター	1時間	<u>520円</u>	
	15	通気性試験機	1時間	<u>520円</u>	
	16	ハンディ圧縮試験機	1時間	<u>840円</u>	
	17	全自動紙物性測定装置	1時間	<u>420円</u>	
	18	生物顕微鏡	1時間	<u>730円</u>	
	19	実体顕微鏡	1時間	<u>520円</u>	
	20	光沢度計	1時間	<u>420円</u>	
	21	白色度計	1時間	<u>520円</u>	
	22	材料万能試験機	1時間	<u>420円</u>	
	23	水蒸気透過度試験機	1時間	<u>420円</u>	
	24	ガス透過度試験機	1時間	<u>520円</u>	
	25	耐候性試験機	1時間	<u>630円</u>	
	26	自動細孔測定装置	1時間	<u>520円</u>	
	27	粒度分布測定装置	1時間	<u>420円</u>	
	28	万能投影機	1時間	<u>420円</u>	
	29	高圧型破裂度試験機	1時間	<u>520円</u>	
	30	軽荷重引裂度試験機	1時間	<u>420円</u>	
	31	クラーク剛度試験機	1時間	<u>420円</u>	
	32	ハンドルオメータ	1時間	<u>420円</u>	
	33	強制循環式恒温機	1時間	<u>420円</u>	
	34	自動化表面試験機	1時間	<u>420円</u>	
	化学 試験 用機 器	1	遠心分離機	1時間	<u>420円</u>
2		PH測定器	1時間	<u>420円</u>	
3		ホモミキサー	1時間	<u>420円</u>	
4		電気マッフル炉	1時間	<u>420円</u>	

5	自動滴定装置	1時間	<u>540円</u>	
6	倒立型蛍光顕微鏡	1時間	<u>640円</u>	
7	顕微赤外分光光度計	1時間	<u>540円</u>	
8	原子吸光分光光度計	1時間	<u>750円</u>	
9	熱分解GC/M S分析装置	1時間	<u>1,180円</u>	
10	蛍光X線分析装置	1時間	<u>860円</u>	
11	低真空走査型電子顕微鏡	1時間	<u>1,720円</u>	
12	攪拌機 <small>かくはん</small>	1時間	<u>430円</u>	
13	ホットスターラー	1時間	<u>430円</u>	
14	恒温機	1時間	<u>430円</u>	
15	低温恒温水槽	1時間	<u>430円</u>	
16	ウォーターバス	1時間	<u>430円</u>	
17	オイルバス	1時間	<u>430円</u>	
18	クールスターラー	1時間	<u>430円</u>	
19	ホモジナイザー	1時間	<u>430円</u>	
20	デジタルマイクロスコープ	1時間	<u>430円</u>	
21	高速液体クロマトグラフ	1時間	<u>970円</u>	
22	固液界面解析システム	1時間	<u>430円</u>	
23	攪拌脱泡機 <small>かくはん</small>	1時間	<u>540円</u>	
24	高圧蒸気滅菌器	1時間	<u>430円</u>	
25	クリーンベンチ	1時間	<u>430円</u>	
26	ロータリーエバポレーター	1時間	<u>430円</u>	
27	ウォーターバスインキュベーター	1時間	<u>430円</u>	
28	熱分析装置	1時間	<u>640円</u>	
29	X線回折装置	1時間	<u>540円</u>	
30	分光光度計	1時間	<u>540円</u>	
31	電子天秤 <small>びん</small>	1時間	<u>430円</u>	
32	収束イオンビーム装置	1時間	<u>540円</u>	
33	ガスクロマトグラフ	1時間	<u>540円</u>	
34	X線分析顕微鏡	1時間	<u>640円</u>	
35	共焦点レーザー顕微鏡	1時間	<u>640円</u>	
36	液体窒素製造装置	1時間	<u>430円</u>	
37	顕微レーザーラマン分光分析装置	1時間	<u>750円</u>	

5	自動滴定装置	1時間	<u>520円</u>	
6	倒立型蛍光顕微鏡	1時間	<u>630円</u>	
7	顕微赤外分光光度計	1時間	<u>520円</u>	
8	原子吸光分光光度計	1時間	<u>730円</u>	
9	熱分解GC/M S分析装置	1時間	<u>1,150円</u>	
10	蛍光X線分析装置	1時間	<u>840円</u>	
11	低真空走査型電子顕微鏡	1時間	<u>1,680円</u>	
12	攪拌機 <small>かくはん</small>	1時間	<u>420円</u>	
13	ホットスターラー	1時間	<u>420円</u>	
14	恒温機	1時間	<u>420円</u>	
15	低温恒温水槽	1時間	<u>420円</u>	
16	ウォーターバス	1時間	<u>420円</u>	
17	オイルバス	1時間	<u>420円</u>	
18	クールスターラー	1時間	<u>420円</u>	
19	ホモジナイザー	1時間	<u>420円</u>	
20	デジタルマイクロスコープ	1時間	<u>420円</u>	
21	高速液体クロマトグラフ	1時間	<u>940円</u>	
22	固液界面解析システム	1時間	<u>420円</u>	
23	攪拌脱泡機 <small>かくはん</small>	1時間	<u>520円</u>	
24	高圧蒸気滅菌器	1時間	<u>420円</u>	
25	クリーンベンチ	1時間	<u>420円</u>	
26	ロータリーエバポレーター	1時間	<u>420円</u>	
27	ウォーターバスインキュベーター	1時間	<u>420円</u>	
28	熱分析装置	1時間	<u>630円</u>	
29	X線回折装置	1時間	<u>520円</u>	
30	分光光度計	1時間	<u>520円</u>	
31	電子天秤 <small>びん</small>	1時間	<u>420円</u>	
32	収束イオンビーム装置	1時間	<u>520円</u>	
33	ガスクロマトグラフ	1時間	<u>520円</u>	
34	X線分析顕微鏡	1時間	<u>630円</u>	
35	共焦点レーザー顕微鏡	1時間	<u>630円</u>	
36	液体窒素製造装置	1時間	<u>420円</u>	
37	顕微レーザーラマン分光分析装置	1時間	<u>730円</u>	

研修 用機 器	1 パソコン用プロジ ェクター	1時間	430円	
---------------	--------------------	-----	------	--

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単 位	金 額		
				A	B	C
技術 開発 関係	試験	1 金属類に 関する試験		円	円	円
		(1) 強度	1 件	4,750	2,800	2,590
		(2) 硬度	1 件		4,750	2,370
		(3) 組織	1 件	4,750	4,530	3,780
		2 機械類に 関する試験				
		(1) 長さ	1 件		5,070	3,240
		(2) 表面粗さ	1 件		2,480	1,180
		(3) 真円度、 円筒度及び 真直度	1 件	4,960	4,100	2,590
		(4) 形状	1 件			2,480
		(5) ひずみ	1 件	6,910	5,180	2,480
		(6) 切削動力 及びトルク	1 件		4,100	2,480
		3 電子に 関する試験				
		(1) ノイズ耐 性試験	1 件		2,370	
		(2) ノイズ測 定	1 件		4,750	
		(3) 電 流 測 定、電圧測 定及び周波 数測定	1 件		2,370	1,180
		(4) プログラ ム解析	1 件		4,750	
		(5) 形状確認	1 件		4,860	
		(6) 電波伝送 反射特性測 定	1 件		4,750	
		4 油脂類に 関する試験				
		(1) 化学試験	1 件		5,500	3,020
		(2) 物理試験	1 件			3,130
5 木竹材料及 びその製品に 関する試験						

研修 用機 器	1 パソコン用プロジ ェクター	1時間	420円	
---------------	--------------------	-----	------	--

注 省略

手 数 料

区分	種別	細 別	単 位	金 額		
				A	B	C
技術 開発 関係	試験	1 金属類に 関する試験		円	円	円
		(1) 強度	1 件	4,620	2,730	2,520
		(2) 硬度	1 件		4,620	2,310
		(3) 組織	1 件	4,620	4,410	3,670
		2 機械類に 関する試験				
		(1) 長さ	1 件		4,930	3,150
		(2) 表面粗さ	1 件		2,410	1,150
		(3) 真円度、 円筒度及び 真直度	1 件	4,830	3,990	2,520
		(4) 形状	1 件			2,410
		(5) ひずみ	1 件	6,720	5,040	2,410
		(6) 切削動力 及びトルク	1 件		3,990	2,410
		3 電子に 関する試験				
		(1) ノイズ耐 性試験	1 件		2,310	
		(2) ノイズ測 定	1 件		4,620	
		(3) 電 流 測 定、電圧測 定及び周波 数測定	1 件		2,310	1,150
		(4) プログラ ム解析	1 件		4,620	
		(5) 形状確認	1 件		4,720	
		(6) 電波伝送 反射特性測 定	1 件		4,620	
		4 油脂類に 関する試験				
		(1) 化学試験	1 件		5,350	2,940
		(2) 物理試験	1 件			3,040
5 木竹材料及 びその製品に 関する試験						

		物理試験	1 件	<u>7,120</u>	<u>4,750</u>	<u>2,370</u>				物理試験	1 件	<u>6,930</u>	<u>4,620</u>	<u>2,310</u>			
		6 燃料類に関する試験								6 燃料類に関する試験							
		(1) 一般	1 件			<u>4,960</u>				(1) 一般	1 件			<u>4,830</u>			
		(2) 発熱量	1 件			<u>4,750</u>				(2) 発熱量	1 件			<u>4,620</u>			
		(3) 全硫黄	1 件	<u>9,930</u>						(3) 全硫黄	1 件	<u>9,660</u>					
		7 工業用水及び廃水に関する試験								7 工業用水及び廃水に関する試験							
		化学試験	1 件	<u>7,340</u>	<u>5,180</u>	<u>2,590</u>				化学試験	1 件	<u>7,140</u>	<u>5,040</u>	<u>2,520</u>			
		8 その他の化学試験及び物理試験								8 その他の化学試験及び物理試験							
		(1) 化学試験	1 件	<u>5,180</u>	<u>2,800</u>	<u>2,370</u>				(1) 化学試験	1 件	<u>5,040</u>	<u>2,730</u>	<u>2,310</u>			
		(2) 物理試験	1 件	<u>4,960</u>	<u>2,800</u>	<u>2,370</u>				(2) 物理試験	1 件	<u>4,830</u>	<u>2,730</u>	<u>2,310</u>			
	図案調製等	1 図案調製	1 件	<u>31,100</u>						1 図案調製	1 件	<u>30,240</u>					
		2 図面調整	1 枚	<u>6,910</u>						2 図面調整	1 枚	<u>6,720</u>					
食品産業関係	試験	1 食品類に関する試験								1 食品類に関する試験							
		(1) 微生物	1 件	<u>10,360</u>	<u>7,230</u>	<u>4,750</u>				(1) 微生物	1 件	<u>10,080</u>	<u>7,030</u>	<u>4,620</u>			
		(2) 酵素	1 件	<u>7,990</u>	<u>7,340</u>	<u>5,940</u>				(2) 酵素	1 件	<u>7,770</u>	<u>7,140</u>	<u>5,770</u>			
		(3) 食品添加物	1 件	<u>9,820</u>	<u>4,860</u>	<u>2,700</u>				(3) 食品添加物	1 件	<u>9,550</u>	<u>4,720</u>	<u>2,620</u>			
		(4) 異物	1 件			<u>3,560</u>				(4) 異物	1 件			<u>3,460</u>			
		(5) 容器又は包装	1 件	<u>14,040</u>	<u>7,340</u>	<u>3,560</u>				(5) 容器又は包装	1 件	<u>13,650</u>	<u>7,140</u>	<u>3,460</u>			
		2 その他の化学試験及び物理試験								2 その他の化学試験及び物理試験							
		(1) 化学試験	1 件	<u>5,180</u>	<u>2,800</u>	<u>2,370</u>				(1) 化学試験	1 件	<u>5,040</u>	<u>2,730</u>	<u>2,310</u>			
		(2) 物理試験	1 件	<u>4,960</u>	<u>2,800</u>	<u>2,370</u>				(2) 物理試験	1 件	<u>4,830</u>	<u>2,730</u>	<u>2,310</u>			
窯業関係	試験	1 機械的性能試験	1 件			<u>2,370</u>				1 機械的性能試験	1 件			<u>2,310</u>			
		2 一般物理的性能試験								2 一般物理的性能試験							
		(1) 粉末細度	1 件		<u>5,070</u>	<u>3,340</u>				(1) 粉末細度	1 件		<u>4,930</u>	<u>3,250</u>			
		(2) 吸水率	1 件			<u>2,480</u>				(2) 吸水率	1 件			<u>2,410</u>			
		(3) 粒度試験	1 件	<u>9,390</u>						(3) 粒度試験	1 件	<u>9,130</u>					
		(4) 耐風試験	1 件	<u>9,500</u>						(4) 耐風試験	1 件	<u>9,240</u>					
		(5) 耐震試験	1 件	<u>5,500</u>						(5) 耐震試験	1 件	<u>5,350</u>					
		3 耐火度試験	1 件	<u>10,470</u>						3 耐火度試験	1 件	<u>10,180</u>					
		4 熱膨張率試験	1 件			<u>9,720</u>				4 熱膨張率試験	1 件			<u>9,450</u>			
		5 耐寒度試験	1 件	<u>10,040</u>						5 耐寒度試験	1 件	<u>9,760</u>					
		6 測色試験	1 件			<u>4,640</u>				6 測色試験	1 件			<u>4,510</u>			

		7 焼成試験								
		(1) ガス炉	1 件	28,620	14,360					
		(2) 電気炉	1 件	23,000						
	はい土、ゆう薬、顔料等調製及び加工	はい土、ゆう薬、顔料等調製及び加工	1 件	26,670						
	図案調製	図案調製	1 件	31,320						
繊維産業関係	試験	1 化学試験	1 件	3,340	970	860				
		2 物理試験	1 件	3,340	1,620	1,510				
	染織整理等試作加工	1 精練漂白								
		(1) 綿、化学合成繊維	1 キログラム	640	430	320				
		(2) チーズ、さらしのり付乾燥	1 キログラム	540	430	320				
		2 染色								
		(1) 人絹糸	1 キログラム	1,720	1,290	970				
		(2) 絹糸	1 キログラム	1,940	1,400	1,080				
		(3) 化学合成繊維糸	1 キログラム	1,180	750	640				
	(4) チーズ染色乾燥	1 キログラム	1,080	750	540					
(5) 後染加工	1 キログラム	1,290	1,080	860						
(6) なつ染	1 メートル		3,240	2,370						
(7) 無製版なつ染	1 メートル	5,720								
3 より糸	(1) 片より	1 キログラム			1,080					
	(2) もろより	1 キログラム	1,290	1,080	970					
	(3) 強より	1 キログラム		2,700	2,260					
	(4) 飾糸	1 キログラム		3,450	1,620					
4 製織										
		7 焼成試験								
		(1) ガス炉	1 件	27,820	13,960					
		(2) 電気炉	1 件	22,360						
	はい土、ゆう薬、顔料等調製及び加工	はい土、ゆう薬、顔料等調製及び加工	1 件	25,930						
	図案調製	図案調製	1 件	30,450						
繊維産業関係	試験	1 化学試験	1 件	3,250	940	840				
		2 物理試験	1 件	3,250	1,570	1,470				
	染織整理等試作加工	1 精練漂白								
		(1) 綿、化学合成繊維	1 キログラム	630	420	310				
		(2) チーズ、さらしのり付乾燥	1 キログラム	520	420	310				
		2 染色								
		(1) 人絹糸	1 キログラム	1,680	1,260	940				
		(2) 絹糸	1 キログラム	1,890	1,360	1,050				
		(3) 化学合成繊維糸	1 キログラム	1,150	730	630				
	(4) チーズ染色乾燥	1 キログラム	1,050	730	520					
(5) 後染加工	1 キログラム	1,260	1,050	840						
(6) なつ染	1 メートル		3,150	2,310						
(7) 無製版なつ染	1 メートル	5,560								
3 より糸	(1) 片より	1 キログラム			1,050					
	(2) もろより	1 キログラム	1,260	1,050	940					
	(3) 強より	1 キログラム		2,620	2,200					
	(4) 飾糸	1 キログラム		3,360	1,570					
4 製織										

	(1) 交織織物	1メートル		<u>970</u>	<u>540</u>	
	(2) 綿、その他織物	1メートル		<u>970</u>	<u>540</u>	
	(3) 化学合成繊維織物	1メートル	<u>1,620</u>	<u>970</u>	<u>540</u>	
	(4) ジャガードパイル織物	1メートル	<u>1,400</u>	<u>750</u>	<u>430</u>	
	(5) ドビーパイル織物	1メートル		<u>750</u>	<u>430</u>	
	(6) 普通パイル織物	1メートル		<u>750</u>	<u>430</u>	
	(7) 特殊パイル織物	1メートル	<u>2,700</u>	<u>1,620</u>	<u>750</u>	
	(8) 製織準備料	1件	<u>33,150</u>	<u>21,270</u>	<u>14,140</u>	
	5 整経	10メートル	<u>1,080</u>	<u>860</u>	<u>640</u>	
図案調製	図案調製	1件	<u>29,480</u>			
紙産業関係	試験	1 物理試験	1件	<u>6,910</u>	<u>4,640</u>	<u>2,260</u>
		2 化学試験	1件	<u>10,900</u>	<u>7,340</u>	<u>4,750</u>
		3 応用試験				
		(1) 紙葉調製	1件	<u>10,580</u>		
(2) こう解試験	1件		<u>7,990</u>	<u>4,750</u>		
共通	分析	1 定性分析	1成分	<u>5,180</u>	<u>4,860</u>	<u>2,370</u>
		2 定量分析	1成分	<u>6,690</u>	<u>5,720</u>	<u>2,480</u>
		3 特殊分析	1成分	<u>19,220</u>	<u>4,750</u>	
	省略					

注 省略

	(1) 交織織物	1メートル		<u>940</u>	<u>520</u>	
	(2) 綿、その他織物	1メートル		<u>940</u>	<u>520</u>	
	(3) 化学合成繊維織物	1メートル	<u>1,570</u>	<u>940</u>	<u>520</u>	
	(4) ジャガードパイル織物	1メートル	<u>1,360</u>	<u>730</u>	<u>420</u>	
	(5) ドビーパイル織物	1メートル		<u>730</u>	<u>420</u>	
	(6) 普通パイル織物	1メートル		<u>730</u>	<u>420</u>	
	(7) 特殊パイル織物	1メートル	<u>2,620</u>	<u>1,570</u>	<u>730</u>	
	(8) 製織準備料	1件	<u>32,230</u>	<u>20,680</u>	<u>13,750</u>	
	5 整経	10メートル	<u>1,050</u>	<u>840</u>	<u>630</u>	
図案調製	図案調製	1件	<u>28,660</u>			
紙産業関係	試験	1 物理試験	1件	<u>6,720</u>	<u>4,510</u>	<u>2,200</u>
		2 化学試験	1件	<u>10,600</u>	<u>7,140</u>	<u>4,620</u>
		3 応用試験				
		(1) 紙葉調製	1件	<u>10,290</u>		
(2) こう解試験	1件		<u>7,770</u>	<u>4,620</u>		
共通	分析	1 定性分析	1成分	<u>5,040</u>	<u>4,720</u>	<u>2,310</u>
		2 定量分析	1成分	<u>6,510</u>	<u>5,560</u>	<u>2,410</u>
		3 特殊分析	1成分	<u>18,690</u>	<u>4,620</u>	
	省略					

注 省略

(愛媛県家畜種付手数料規則の一部改正)

第5条 愛媛県家畜種付手数料規則(昭和31年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表					別表						
畜種	精液料	注	入	料	畜種	精液料	注	入	料		
				自然種付料					自然種付料		
乳牛		1回につき	<u>1,520円</u>	省略	乳牛		1回につき	<u>1,480円</u>	省略		
和牛		1回につき	<u>1,520円</u>	省略	和牛		1回につき	<u>1,480円</u>	省略		
馬		1回につき	<u>1,520円</u>	省略	馬		1回につき	<u>1,480円</u>	省略		
豚	1回につき	<u>1,040円</u>	1回につき	<u>1,520円</u>	省略	豚	1回につき	<u>1,010円</u>	1回につき	<u>1,480円</u>	省略
めん羊		1回につき	<u>1,520円</u>	省略	めん羊		1回につき	<u>1,480円</u>	省略		
山羊		1回につき	<u>1,520円</u>	省略	山羊		1回につき	<u>1,480円</u>	省略		

(愛媛県保健所使用料規則の一部改正)

第6条 愛媛県保健所使用料規則(昭和33年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基づく使用料の額は、次のとおりとする。 1 省略 2 治療料 ア 歯科治療料 フ 化物塗布 1 口腔につき <u>210円</u> と 銀法 1 顎につき <u>340円</u> ふ 素イオン導入 1 口腔につき <u>440円</u> 省略 イ・ウ 省略 3 省略	保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基づく使用料の額は、次のとおりとする。 1 省略 2 治療料 ア 歯科治療料 フ 化物塗布 1 口腔につき <u>200円</u> と 銀法 1 顎につき <u>330円</u> ふ 素イオン導入 1 口腔につき <u>430円</u> 省略 イ・ウ 省略 3 省略

(愛媛県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第7条 愛媛県立都市公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																				
別表(第13条関係) 県が設置する公園施設の管理に係る使用料 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>公園施設名</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合運動公園</td> <td>レストハウス</td> <td>1年につき</td> <td><u>1,806,640円</u></td> </tr> <tr> <td>とべ動物園レストラン</td> <td>1年につき</td> <td><u>2,506,010円</u></td> </tr> <tr> <td>とべ動物園売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>175,100円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1号南予レクリエーション都市公園</td> <td>南楽園レストハウス</td> <td>1年につき</td> <td><u>3,753,780円</u></td> </tr> <tr> <td>交通広場</td> <td>1年につき</td> <td><u>602,910円</u></td> </tr> <tr> <td>南楽園前売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>171,960円</u></td> </tr> <tr> <td>第3号南予レクリエーション都市公園</td> <td>御荘湾ロープウェイ山頂駅売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>101,700円</u></td> </tr> <tr> <td>第7号南予レクリエーション都市公園</td> <td>太陽の広場売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>162,520円</u></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	公園施設名	単 位	金 額	総合運動公園	レストハウス	1年につき	<u>1,806,640円</u>	とべ動物園レストラン	1年につき	<u>2,506,010円</u>	とべ動物園売店	1年につき	<u>175,100円</u>	第1号南予レクリエーション都市公園	南楽園レストハウス	1年につき	<u>3,753,780円</u>	交通広場	1年につき	<u>602,910円</u>	南楽園前売店	1年につき	<u>171,960円</u>	第3号南予レクリエーション都市公園	御荘湾ロープウェイ山頂駅売店	1年につき	<u>101,700円</u>	第7号南予レクリエーション都市公園	太陽の広場売店	1年につき	<u>162,520円</u>	別表(第13条関係) 県が設置する公園施設の管理に係る使用料 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>公園施設名</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合運動公園</td> <td>レストハウス</td> <td>1年につき</td> <td><u>1,756,450円</u></td> </tr> <tr> <td>とべ動物園レストラン</td> <td>1年につき</td> <td><u>2,436,400円</u></td> </tr> <tr> <td>とべ動物園売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>170,240円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1号南予レクリエーション都市公園</td> <td>南楽園レストハウス</td> <td>1年につき</td> <td><u>3,649,510円</u></td> </tr> <tr> <td>交通広場</td> <td>1年につき</td> <td><u>586,160円</u></td> </tr> <tr> <td>南楽園前売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>167,180円</u></td> </tr> <tr> <td>第3号南予レクリエーション都市公園</td> <td>御荘湾ロープウェイ山頂駅売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>98,880円</u></td> </tr> <tr> <td>第5号南予レクリエーション都市公園</td> <td>御荘湾ロープウェイ山麓駅売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>364,950円</u></td> </tr> <tr> <td>第7号南予レクリエーション都市公園</td> <td>太陽の広場売店</td> <td>1年につき</td> <td><u>158,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	公園施設名	単 位	金 額	総合運動公園	レストハウス	1年につき	<u>1,756,450円</u>	とべ動物園レストラン	1年につき	<u>2,436,400円</u>	とべ動物園売店	1年につき	<u>170,240円</u>	第1号南予レクリエーション都市公園	南楽園レストハウス	1年につき	<u>3,649,510円</u>	交通広場	1年につき	<u>586,160円</u>	南楽園前売店	1年につき	<u>167,180円</u>	第3号南予レクリエーション都市公園	御荘湾ロープウェイ山頂駅売店	1年につき	<u>98,880円</u>	第5号南予レクリエーション都市公園	御荘湾ロープウェイ山麓駅売店	1年につき	<u>364,950円</u>	第7号南予レクリエーション都市公園	太陽の広場売店	1年につき	<u>158,000円</u>
都市公園名	公園施設名	単 位	金 額																																																																		
総合運動公園	レストハウス	1年につき	<u>1,806,640円</u>																																																																		
	とべ動物園レストラン	1年につき	<u>2,506,010円</u>																																																																		
	とべ動物園売店	1年につき	<u>175,100円</u>																																																																		
第1号南予レクリエーション都市公園	南楽園レストハウス	1年につき	<u>3,753,780円</u>																																																																		
	交通広場	1年につき	<u>602,910円</u>																																																																		
	南楽園前売店	1年につき	<u>171,960円</u>																																																																		
第3号南予レクリエーション都市公園	御荘湾ロープウェイ山頂駅売店	1年につき	<u>101,700円</u>																																																																		
第7号南予レクリエーション都市公園	太陽の広場売店	1年につき	<u>162,520円</u>																																																																		
都市公園名	公園施設名	単 位	金 額																																																																		
総合運動公園	レストハウス	1年につき	<u>1,756,450円</u>																																																																		
	とべ動物園レストラン	1年につき	<u>2,436,400円</u>																																																																		
	とべ動物園売店	1年につき	<u>170,240円</u>																																																																		
第1号南予レクリエーション都市公園	南楽園レストハウス	1年につき	<u>3,649,510円</u>																																																																		
	交通広場	1年につき	<u>586,160円</u>																																																																		
	南楽園前売店	1年につき	<u>167,180円</u>																																																																		
第3号南予レクリエーション都市公園	御荘湾ロープウェイ山頂駅売店	1年につき	<u>98,880円</u>																																																																		
第5号南予レクリエーション都市公園	御荘湾ロープウェイ山麓駅売店	1年につき	<u>364,950円</u>																																																																		
第7号南予レクリエーション都市公園	太陽の広場売店	1年につき	<u>158,000円</u>																																																																		

(愛媛県農林水産研究所使用規則の一部改正)

第8条 愛媛県農林水産研究所使用規則(昭和38年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第17条関係) 1 分析等に係る使用料	別表(第17条関係) 1 分析等に係る使用料

種 別	細 別	単 位	金 額
肥料の定量分析	水分分析	1 件につき	<u>1,220円</u>
	窒素分析	1 件につき	<u>4,510円</u>
	りん酸分析	1 件につき	<u>4,380円</u>
	加里分析	1 件につき	<u>5,440円</u>
	苦土分析	1 件につき	<u>5,440円</u>
	マンガン分析	1 件につき	<u>5,440円</u>
	アルカリ分分析	1 件につき	<u>4,500円</u>
	省略		
土壌の定量分析	窒素分析	1 件につき	<u>4,330円</u>
	有効態りん酸分析	1 件につき	<u>3,290円</u>
	置換性加里分析	1 件につき	<u>4,290円</u>
	置換性石灰分析	1 件につき	<u>4,290円</u>
	置換性苦土分析	1 件につき	<u>4,290円</u>
	置換性マンガン分析	1 件につき	<u>4,290円</u>
	腐植分析	1 件につき	<u>4,330円</u>
	水素イオン濃度分析	1 件につき	<u>1,370円</u>
	りん酸吸収係数分析	1 件につき	<u>4,220円</u>
	省略		
	木材の材質試験	含水率測定	1 件につき
収縮率測定		1 件につき	<u>6,920円</u>
吸水量測定		1 件につき	<u>6,920円</u>
木材の強度試験	圧縮試験	1 件につき	<u>7,560円</u>
	引張り試験	1 件につき	<u>7,560円</u>
	曲げ試験	1 件につき	<u>7,560円</u>
	せん断試験	1 件につき	<u>7,560円</u>
	衝撃曲げ試験	1 件につき	<u>6,810円</u>
	硬さ試験	1 件につき	<u>7,560円</u>
	くぎ引抜き抵抗試験	1 件につき	<u>7,670円</u>
	はく離試験	1 件につき	<u>8,540円</u>
	面内せん断試験	1 件につき	<u>19,230円</u>
水の化学分析	PH測定	1 件につき	<u>1,730円</u>
	無機イオン分析	1 件につき	<u>18,800円</u>
土壌物理性測定	粒径組成測定	1 件につき	<u>18,580円</u>
	透水試験	1 件につき	<u>8,750円</u>
土質試験	一面せん断試験	1 件につき	<u>11,990円</u>
土壌養分分析	PH測定	1 件につき	<u>9,510円</u>
	全炭素、全窒素分析	1 件につき	<u>12,420円</u>
	置換性塩基分析	1 件につき	<u>11,020円</u>
造林用苗木の品種分析	DNA分析	1 件につき	<u>3,050円</u>
養殖水産動植物の伝染性疾病検査	こい科魚類の特定疾病検査	1 件につき	<u>82,000円</u>

種 別	細 別	単 位	金 額
肥料の定量分析	水分分析	1 件につき	<u>1,190円</u>
	窒素分析	1 件につき	<u>4,390円</u>
	りん酸分析	1 件につき	<u>4,260円</u>
	加里分析	1 件につき	<u>5,290円</u>
	苦土分析	1 件につき	<u>5,290円</u>
	マンガン分析	1 件につき	<u>5,290円</u>
	アルカリ分分析	1 件につき	<u>4,380円</u>
	省略		
土壌の定量分析	窒素分析	1 件につき	<u>4,210円</u>
	有効態りん酸分析	1 件につき	<u>3,200円</u>
	置換性加里分析	1 件につき	<u>4,180円</u>
	置換性石灰分析	1 件につき	<u>4,180円</u>
	置換性苦土分析	1 件につき	<u>4,180円</u>
	置換性マンガン分析	1 件につき	<u>4,180円</u>
	腐植分析	1 件につき	<u>4,210円</u>
	水素イオン濃度分析	1 件につき	<u>1,340円</u>
	りん酸吸収係数分析	1 件につき	<u>4,110円</u>
	省略		
	木材の材質試験	含水率測定	1 件につき
収縮率測定		1 件につき	<u>6,720円</u>
吸水量測定		1 件につき	<u>6,720円</u>
木材の強度試験	圧縮試験	1 件につき	<u>7,350円</u>
	引張り試験	1 件につき	<u>7,350円</u>
	曲げ試験	1 件につき	<u>7,350円</u>
	せん断試験	1 件につき	<u>7,350円</u>
	衝撃曲げ試験	1 件につき	<u>6,620円</u>
	硬さ試験	1 件につき	<u>7,350円</u>
	くぎ引抜き抵抗試験	1 件につき	<u>7,460円</u>
	はく離試験	1 件につき	<u>8,300円</u>
	面内せん断試験	1 件につき	<u>18,690円</u>
水の化学分析	PH測定	1 件につき	<u>1,680円</u>
	無機イオン分析	1 件につき	<u>18,270円</u>
土壌物理性測定	粒径組成測定	1 件につき	<u>18,060円</u>
	透水試験	1 件につき	<u>8,510円</u>
土質試験	一面せん断試験	1 件につき	<u>11,660円</u>
土壌養分分析	PH測定	1 件につき	<u>9,240円</u>
	全炭素、全窒素分析	1 件につき	<u>12,080円</u>
	置換性塩基分析	1 件につき	<u>10,710円</u>
造林用苗木の品種分析	DNA分析	1 件につき	<u>2,970円</u>
養殖水産動植物の伝染性疾病検査	こい科魚類の特定疾病検査	1 件につき	<u>80,000円</u>

2 林業研究センターの研修室の使用料

使用時間	金額
午前 9:00~12:00	4,000円
午後 13:00~17:00	5,300円
全日 9:00~17:00	9,300円

2 林業研究センターの研修室の使用料

使用時間	金額
午前 9:00~12:00	3,900円
午後 13:00~17:00	5,200円
全日 9:00~17:00	9,100円

(愛媛県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正)

第9条 愛媛県家畜保健衛生所手数料規則(昭和40年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>家畜保健衛生所使用料及び手数料条例(昭和25年愛媛県条例第40号)第3条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 点数表の種別欄に掲げるもの以外の診療その他の行為</p> <p>ア~エ 省略</p> <p>オ 去勢 大家畜1頭につき <u>4,100円</u> 省略</p> <p>カ・キ 省略</p>	<p>家畜保健衛生所使用料及び手数料条例(昭和25年愛媛県条例第40号)第3条の規定により知事が定める手数料の額は次のとおりとする。</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 点数表の種別欄に掲げるもの以外の診療その他の行為</p> <p>ア~エ 省略</p> <p>オ 去勢 大家畜1頭につき <u>4,000円</u> 省略</p> <p>カ・キ 省略</p>

(愛媛県植物くん蒸所使用規則の一部改正)

第10条 愛媛県植物くん蒸所使用規則(平成10年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭化メチルくん蒸</td> <td>くん蒸庫1室の使用1回につき</td> <td><u>14,810円</u></td> </tr> <tr> <td>青酸ガスくん蒸</td> <td>くん蒸庫1室の使用1回につき</td> <td><u>7,400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区分	単位	使用料	臭化メチルくん蒸	くん蒸庫1室の使用1回につき	<u>14,810円</u>	青酸ガスくん蒸	くん蒸庫1室の使用1回につき	<u>7,400円</u>	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭化メチルくん蒸</td> <td>くん蒸庫1室の使用1回につき</td> <td><u>14,400円</u></td> </tr> <tr> <td>青酸ガスくん蒸</td> <td>くん蒸庫1室の使用1回につき</td> <td><u>7,200円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区分	単位	使用料	臭化メチルくん蒸	くん蒸庫1室の使用1回につき	<u>14,400円</u>	青酸ガスくん蒸	くん蒸庫1室の使用1回につき	<u>7,200円</u>
区分	単位	使用料																	
臭化メチルくん蒸	くん蒸庫1室の使用1回につき	<u>14,810円</u>																	
青酸ガスくん蒸	くん蒸庫1室の使用1回につき	<u>7,400円</u>																	
区分	単位	使用料																	
臭化メチルくん蒸	くん蒸庫1室の使用1回につき	<u>14,400円</u>																	
青酸ガスくん蒸	くん蒸庫1室の使用1回につき	<u>7,200円</u>																	

(愛媛県在宅介護研修センター使用規則の一部改正)

第11条 愛媛県在宅介護研修センター使用規則(平成16年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別表(第6条関係)</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 午前、午後及び全日の区分ごとに指定する時間以外の時間に使用する場合は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研 第1研修室</td> <td><u>560円</u></td> </tr> <tr> <td>修 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室 浴室(研修に供する場合に限る。)</td> <td><u>420円</u></td> </tr> <tr> <td>和 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室 306</td> <td><u>420円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	研 第1研修室	<u>560円</u>	修 省略		室 浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>420円</u>	和 省略		室 306	<u>420円</u>	<p>別表(第6条関係)</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 午前、午後及び全日の区分ごとに指定する時間以外の時間に使用する場合は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研 第1研修室</td> <td><u>550円</u></td> </tr> <tr> <td>修 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室 浴室(研修に供する場合に限る。)</td> <td><u>410円</u></td> </tr> <tr> <td>和 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室 306</td> <td><u>410円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	研 第1研修室	<u>550円</u>	修 省略		室 浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>410円</u>	和 省略		室 306	<u>410円</u>
区分	使用料																								
研 第1研修室	<u>560円</u>																								
修 省略																									
室 浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>420円</u>																								
和 省略																									
室 306	<u>420円</u>																								
区分	使用料																								
研 第1研修室	<u>550円</u>																								
修 省略																									
室 浴室(研修に供する場合に限る。)	<u>410円</u>																								
和 省略																									
室 306	<u>410円</u>																								

(愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部改正)

第12条 愛媛県立子ども療育センター使用規則(平成19年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第2(第54条関係)					別表第2(第54条関係)					
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	
診断書料	普通診断書	1部	<u>2,480円</u>		診断書料	普通診断書	1部	<u>2,410円</u>		
	死亡診断書	1部	<u>3,450円</u>			死亡診断書	1部	<u>3,040円</u>		
	各種年金診断書	1部	<u>5,500円</u>			各種年金診断書	1部	<u>5,040円</u>		
	生命保険診断書					生命保険診断書				
文書料	普通証明書	1部	<u>1,830円</u>	省略	文書料	普通証明書	1部	<u>1,780円</u>	省略	
	診療費納付証明書	1部	<u>1,400円</u>			診療費納付証明書	1部	<u>1,360円</u>		
	診療明細書(再発行の場合に限る。)	1部	<u>860円</u>			診療明細書(再発行の場合に限る。)	1部	<u>840円</u>		
	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく明細書	1部	<u>4,750円</u>			自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく明細書	1部	<u>4,620円</u>		
エックス線フィルム複製料	半切	1枚	<u>700円</u>		エックス線フィルム複製料	半切	1枚	<u>680円</u>		
	大角	1枚	<u>560円</u>			大角	1枚	<u>540円</u>		
	大四ツ切	1枚	<u>460円</u>			大四ツ切	1枚	<u>450円</u>		
	四ツ切	1枚	<u>310円</u>			四ツ切	1枚	<u>300円</u>		
	六ツ切	1枚	<u>270円</u>			六ツ切	1枚	<u>260円</u>		
	光ディスク	1枚	<u>1,080円</u>							
	面談料		1回	<u>5,400円</u>						

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条及び附則第5項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 第4条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 第8条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用規則別表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県植物くん蒸所使用規則別表の規定、第11条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用規則別表の規定及び第12条の規定による改正後の愛媛県立子ども療育センター使用規則別表第2の規定は、施行日以後の使用又は文書等の交付に係る使用料又は手数料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の使用又は文書等の交付に係る使用料又は手数料及び施行日以後の使用又は文書等の交付に係る使用料又は手数料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。
- 第7条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例施行規則別表の規定は、県が設置する公園施設の管理に係る使用料で施行日以後の期間に係るもののうち施行日以後に徴収するものについて適用し、県が設置する公園施設の管理に係る使用料で施行日前の期間に係るもの及び県が設置する公園施設の管理に係る使用料で施行日以後の期間に係るもののうち施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
- 第3条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表第3の規定は、平成26年5月1日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料及び同日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

○愛媛県規則第15号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>愛媛県人権施策推進協議会委員</p> <p>愛媛県いじめ問題再調査委員会委員</p> <p>省略</p> </div>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>愛媛県人権施策推進協議会委員</p> <p>省略</p> </div>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前																																																																																																								
<p>別表第1（第4条、第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">衛生環境研究所使用料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">検査分類</th> <th style="width: 20%;">試 験 項 目</th> <th style="width: 10%;">検体の量</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">1 食品</td> <td>定性試験</td> <td>500グラム以上</td> <td>1項目</td> <td><u>1,020円</u></td> </tr> <tr> <td>定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものを除く。））</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>11,850円</u></td> </tr> <tr> <td>定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものに限る。））</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>13,830円</u></td> </tr> <tr> <td>定量試験（その他のもの）</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>2,730円</u></td> </tr> <tr> <td>物理試験</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>930円</u></td> </tr> <tr> <td>異物試験</td> <td>同</td> <td>1検体</td> <td><u>2,810円</u></td> </tr> <tr> <td>官能試験</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>940円</u></td> </tr> <tr> <td>食品添加物試験</td> <td>同</td> <td>1項目</td> <td><u>7,900円</u></td> </tr> <tr> <td>牛乳及び加工乳の成分規格試験</td> <td>同</td> <td>1検体</td> <td><u>11,610円</u></td> </tr> <tr> <td>一般栄養分析</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>9,140円</u></td> </tr> <tr> <td>ビタミン分析</td> <td>同</td> <td>1項目</td> <td><u>11,600円</u></td> </tr> </tbody> </table>					検査分類	試 験 項 目	検体の量	単 位	使用料金額	1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>1,020円</u>	定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものを除く。））	同	同	<u>11,850円</u>	定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものに限る。））	同	同	<u>13,830円</u>	定量試験（その他のもの）	同	同	<u>2,730円</u>	物理試験	同	同	<u>930円</u>	異物試験	同	1検体	<u>2,810円</u>	官能試験	同	同	<u>940円</u>	食品添加物試験	同	1項目	<u>7,900円</u>	牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	<u>11,610円</u>	一般栄養分析	同	同	<u>9,140円</u>	ビタミン分析	同	1項目	<u>11,600円</u>	<p>別表第1（第4条、第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">衛生環境研究所使用料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">検査分類</th> <th style="width: 20%;">試 験 項 目</th> <th style="width: 10%;">検体の量</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">1 食品</td> <td>定性試験</td> <td>500グラム以上</td> <td>1項目</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものを除く。））</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>11,530円</u></td> </tr> <tr> <td>定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものに限る。））</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>13,450円</u></td> </tr> <tr> <td>定量試験（その他のもの）</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>2,660円</u></td> </tr> <tr> <td>物理試験</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>910円</u></td> </tr> <tr> <td>異物試験</td> <td>同</td> <td>1検体</td> <td><u>2,740円</u></td> </tr> <tr> <td>官能試験</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>920円</u></td> </tr> <tr> <td>食品添加物試験</td> <td>同</td> <td>1項目</td> <td><u>7,680円</u></td> </tr> <tr> <td>牛乳及び加工乳の成分規格試験</td> <td>同</td> <td>1検体</td> <td><u>11,290円</u></td> </tr> <tr> <td>一般栄養分析</td> <td>同</td> <td>同</td> <td><u>8,890円</u></td> </tr> <tr> <td>ビタミン分析</td> <td>同</td> <td>1項目</td> <td><u>11,280円</u></td> </tr> </tbody> </table>					検査分類	試 験 項 目	検体の量	単 位	使用料金額	1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>1,000円</u>	定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものを除く。））	同	同	<u>11,530円</u>	定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものに限る。））	同	同	<u>13,450円</u>	定量試験（その他のもの）	同	同	<u>2,660円</u>	物理試験	同	同	<u>910円</u>	異物試験	同	1検体	<u>2,740円</u>	官能試験	同	同	<u>920円</u>	食品添加物試験	同	1項目	<u>7,680円</u>	牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	<u>11,290円</u>	一般栄養分析	同	同	<u>8,890円</u>	ビタミン分析	同	1項目	<u>11,280円</u>
検査分類	試 験 項 目	検体の量	単 位	使用料金額																																																																																																									
1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>1,020円</u>																																																																																																									
	定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものを除く。））	同	同	<u>11,850円</u>																																																																																																									
	定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものに限る。））	同	同	<u>13,830円</u>																																																																																																									
	定量試験（その他のもの）	同	同	<u>2,730円</u>																																																																																																									
	物理試験	同	同	<u>930円</u>																																																																																																									
	異物試験	同	1検体	<u>2,810円</u>																																																																																																									
	官能試験	同	同	<u>940円</u>																																																																																																									
	食品添加物試験	同	1項目	<u>7,900円</u>																																																																																																									
	牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	<u>11,610円</u>																																																																																																									
	一般栄養分析	同	同	<u>9,140円</u>																																																																																																									
	ビタミン分析	同	1項目	<u>11,600円</u>																																																																																																									
	検査分類	試 験 項 目	検体の量	単 位	使用料金額																																																																																																								
1 食品	定性試験	500グラム以上	1項目	<u>1,000円</u>																																																																																																									
	定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものを除く。））	同	同	<u>11,530円</u>																																																																																																									
	定量試験（機器分析によるもの（重金属に係るものに限る。））	同	同	<u>13,450円</u>																																																																																																									
	定量試験（その他のもの）	同	同	<u>2,660円</u>																																																																																																									
	物理試験	同	同	<u>910円</u>																																																																																																									
	異物試験	同	1検体	<u>2,740円</u>																																																																																																									
	官能試験	同	同	<u>920円</u>																																																																																																									
	食品添加物試験	同	1項目	<u>7,680円</u>																																																																																																									
	牛乳及び加工乳の成分規格試験	同	1検体	<u>11,290円</u>																																																																																																									
	一般栄養分析	同	同	<u>8,890円</u>																																																																																																									
	ビタミン分析	同	1項目	<u>11,280円</u>																																																																																																									

	残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験	1キログラム以上	1項目	16,450円
	一斉試験法による残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験（30項目以上の一斉試験）	1キログラム以上	1項目	1,080円
	環境汚染物質残留分析	検査に必要な量	1項目	36,000円
	細菌検査（生菌数、総菌数、大腸菌群等）		1項目	1,580円
	同（食中毒菌検査）		同	3,980円
	同（毒素産生能試験）		同	2,490円
	酵母及びかびの検査		同	1,530円
	乳酸菌検査		1検体	1,770円
	寄生虫検査（顕微鏡検査）	検査に必要な量	1項目	6,350円
2 食品添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	750円
	物理試験	同	1項目	930円
	確認試験	同	同	2,520円
	純度試験	同	同	10,900円
	定量試験	同	同	3,170円
3 食品用器具及び容器包装その他	物理試験	検査に必要な量	1項目	930円
	定性試験	同	同	1,020円
	定量試験	同	同	2,250円
	規格試験	同	1検体	16,460円
	細菌検査		1項目	1,590円
	無菌試験		1項目	3,950円
4 薬品及び化粧品その他	性状試験	200グラム以上	1検体	1,960円
	物理試験	同	1項目	5,180円
	確認試験	同	同	3,120円
	純度試験	同	同	5,080円
	定量試験（機器分析によるもの）	同	同	23,140円
	定量試験（その他のもの）	同	同	5,140円
	異物試験	同	1検体	2,050円
	生理処理用品基準試験（医薬部外品）	30個以上	同	15,180円

	残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験	1キログラム以上	1項目	16,000円
	一斉試験法による残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験（30項目以上の一斉試験）	1キログラム以上	1項目	1,050円
	環境汚染物質残留分析	検査に必要な量	1項目	35,000円
	細菌検査（生菌数、総菌数、大腸菌群等）		1項目	1,540円
	同（食中毒菌検査）		同	3,940円
	同（毒素産生能試験）		同	2,430円
	酵母及びかびの検査		同	1,480円
	乳酸菌検査		1検体	1,720円
	寄生虫検査（顕微鏡検査）	検査に必要な量	1項目	6,180円
2 食品添加物	性状試験	200グラム以上	1検体	730円
	物理試験	同	1項目	910円
	確認試験	同	同	2,450円
	純度試験	同	同	10,600円
	定量試験	同	同	3,090円
3 食品用器具及び容器包装その他	物理試験	検査に必要な量	1項目	910円
	定性試験	同	同	1,000円
	定量試験	同	同	2,190円
	規格試験	同	1検体	16,010円
	細菌検査		1項目	1,540円
	無菌試験		1項目	3,870円
4 薬品及び化粧品その他	性状試験	200グラム以上	1検体	1,910円
	物理試験	同	1項目	5,040円
	確認試験	同	同	3,040円
	純度試験	同	同	4,940円
	定量試験（機器分析によるもの）	同	同	22,500円
	定量試験（その他のもの）	同	同	5,000円
	異物試験	同	1検体	2,000円
	生理処理用品基準試験（医薬部外品）	30個以上	同	14,750円

		同 (医療機器)	同	同	17,000円			同 (医療機器)	同	同	16,530円		
		無菌試験		1項目	16,770円			無菌試験		1項目	16,300円		
5 家庭用品	物理試験	適当量	1項目		3,360円	5 家庭用品	物理試験	適当量	1項目		3,260円		
	確認試験	同	同		8,270円		確認試験	同	同		8,040円		
	定量試験 (機器分析によるもの)	同	同		27,100円		定量試験 (機器分析によるもの)	同	同		26,350円		
	定量試験 (その他のもの)	同	同		3,270円		定量試験 (その他のもの)	同	同		3,180円		
6 温泉及び鉱泉	鉱泉分析	10リットル	1検体		66,220円	6 温泉及び鉱泉	鉱泉分析	10リットル	1検体		64,390円		
	小分析	5リットル	同		24,450円		小分析	5リットル	同		23,780円		
	ラジウムエマナチオン試験	5リットル又は5キログラム	同		12,640円		ラジウムエマナチオン試験	5リットル又は5キログラム	同		12,290円		
	定性試験	1.8リットル	1項目		2,310円		定性試験	1.8リットル	1項目		2,250円		
	定量試験	同	同		3,180円		定量試験	同	同		3,100円		
	温泉付随ガス分析	適当量	同		15,420円		温泉付随ガス分析	適当量	同		15,000円		
7 飲料水	ア 理化学試験 (亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)		1.8リットル	1検体		5,470円	7 飲料水	ア 理化学試験 (臭気、味、色度、濁度、pH値、塩化物イオン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、有機物 (全有機炭素 (TOC) の量))		1.8リットル	1検体		4,670円
	イ アの項試験項目の欄に掲げる理化学試験に合わせた定量試験 (鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、フッ素及びその化合物、硬度)		同	1項目		1,340円		イ アの項試験項目の欄に掲げる理化学試験に合わせた定量試験 (鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、フッ素及びその化合物、硬度)		同	1項目		1,320円
	ウ 細菌検査		滅菌瓶入り 0.2リットル	1検体		2,790円		ウ 細菌検査		滅菌瓶 ^{びん} 入り 0.2リットル	1検体		2,750円
8 水道水	ア 項目別理化学試験	(ア) 無機物質・重金属試験	1.8リットル	1項目		3,120円	8 水道水	ア 項目別理化学試験	(ア) 無機物質・重金属試験	1.8リットル	1項目		3,050円
		(イ) 一般有機化学物質試験	7.0リットル	同		3,110円			(イ) 一般有機化学物質試験	7.0リットル	同		3,050円
		(ウ) 消毒副生成物試験	適当量	同		3,230円			(ウ) 消毒副生成物試験	適当量	同		3,160円

		(工) 省略			
	イ	理化学試験(塩化物イオン、有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)	1.8リットル	1検体	4,020円
	ウ	イの項試験項目の欄に掲げる理化学試験に合わせて行う定量試験(鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、フッ素及びその化合物、硬度)	同	1項目	1,340円
	エ	細菌検査	滅菌瓶入り 0.2リットル	1検体	2,790円
	オ	従属栄養細菌検査	同	同	1,910円
	カ	大腸菌検査	同	1項目	4,060円
	キ	嫌気性芽胞菌検査	同	同	3,080円
	ク	クリプトスポリジウムオーシスト検査	適当量	1検体	36,720円
	ケ	農薬分析	同	1項目	17,120円
9 プール水、海水浴場水、公衆浴場水等		遊泳用プール水質基準試験(理化学試験)	1リットル	1検体	2,670円
		省略			
		同(消毒副生成物試験)	適当量	1項目	3,970円
		海水浴場水質環境基準試験	1リットル及び滅菌瓶入り 0.1リットル	1検体	7,210円
		公衆浴場における水質等に関する基準試験(レジオネラ属菌検査を除く。)	同	同	4,930円
		省略			
		大腸菌群最確数検査	滅菌瓶入り 0.1リットル	同	2,560円
	省略				
10 地下水、河川、海		定性試験	1.8リットル	1項目	1,620円
		省略			

		(工) 省略			
	イ	理化学試験(臭気、味、色度、濁度、pH値、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量))	1.8リットル	1検体	3,970円
	ウ	イの項試験項目の欄に掲げる理化学試験に合わせて行う定量試験(鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、フッ素及びその化合物、硬度)	同	1項目	1,320円
	エ	細菌検査	滅菌瓶入り 0.2リットル	1検体	2,750円
	オ	従属栄養細菌検査	同	同	1,890円
	カ	大腸菌検査	同	1項目	3,990円
	キ	嫌気性芽胞菌検査	同	同	3,040円
	ク	クリプトスポリジウムオーシスト検査	適当量	1検体	35,950円
	ケ	農薬分析	同	1項目	16,760円
9 プール水、海水浴場水、公衆浴場水等		遊泳用プール水質基準試験(理化学試験)	1リットル	1検体	2,600円
		省略			
		同(消毒副生成物試験)	適当量	1項目	3,860円
		海水浴場水質環境基準試験	1リットル及び滅菌瓶入り 0.1リットル	1検体	7,100円
		公衆浴場における水質等に関する基準試験(レジオネラ属菌検査を除く。)	同	同	4,830円
		省略			
		大腸菌群最確数検査	滅菌瓶入り 0.1リットル	同	2,490円
	省略				
10 地下水、河川、海		定性試験	1.8リットル	1項目	1,580円
		省略			

水等	生物化学的酸素要求量試験	1リットル	1検体	<u>4,180円</u>	水等	生物化学的酸素要求量試験	1リットル	1検体	<u>4,070円</u>
	化学的酸素要求量試験	同	同	<u>3,610円</u>		化学的酸素要求量試験	同	同	<u>3,510円</u>
	物理試験	1.8リットル	1項目	<u>790円</u>		物理試験	1.8リットル	1項目	<u>770円</u>
	省略					省略			
	大腸菌群最確数検査	同	同	<u>2,560円</u>		大腸菌群最確数検査	同	同	<u>2,490円</u>
	農薬分析	適当量	1項目	<u>17,120円</u>		農薬分析	適当量	1項目	<u>16,760円</u>
11 下水 又は 尿処理 放流水	定性試験	1リットル	1項目	<u>1,620円</u>	11 下水 又は 尿処理 放流水	定性試験	1リットル	1項目	<u>1,580円</u>
	省略					省略			
	生物化学的酸素要求量試験	同	1検体	<u>4,180円</u>		生物化学的酸素要求量試験	同	1検体	<u>4,070円</u>
	化学的酸素要求量試験	同	同	<u>3,610円</u>		化学的酸素要求量試験	同	同	<u>3,510円</u>
	物理試験	同	1項目	<u>790円</u>		物理試験	同	1項目	<u>770円</u>
	大腸菌群数検査	滅菌瓶入り 0.1リットル	1検体	<u>1,410円</u>		大腸菌群数検査	滅菌瓶入り 0.1リットル	1検体	<u>1,370円</u>
12 P C B等環 境汚染 物質	残留分析	検査に必要な量	1検体	<u>33,160円</u>	12 P C B等環 境汚染 物質	残留分析	検査に必要な量	1検体	<u>32,380円</u>
13 放射 能測定	ア ガンマ線核種分析 (3核種以内) (7) 灰化を要しないもの(液体試料を除く。)	検査に必要な量	1検体	<u>18,510円</u>	13 放射 能測定	ア ガンマ線核種分析 (3核種以内) (7) 灰化を要しないもの(液体試料を除く。)	検査に必要な量	1検体	<u>18,000円</u>
	(1) 灰化を要しないもの(液体試料に限る。)	同	同	<u>15,420円</u>		(1) 灰化を要しないもの(液体試料に限る。)	同	同	<u>15,000円</u>
	イ アの項試験項目の欄に掲げるガンマ線核種分析に合わせて行うガンマ線核種分析	同	1核種	<u>3,080円</u>		イ アの項試験項目の欄に掲げるガンマ線核種分析に合わせて行うガンマ線核種分析	同	1核種	<u>3,000円</u>
14 毒性 検査	微生物試験		1検体	<u>18,730円</u>	14 毒性 検査	微生物試験		1検体	<u>18,210円</u>
15 排泄 物、分 泌物及 び浸出 物	ア~ウ 省略				15 排泄 物、分 泌物及 び浸出 物	ア~ウ 省略			
	エ 平板分離培養検査		同	<u>470円</u>		エ 平板分離培養検査		同	<u>460円</u>
	オ 抗酸菌検査 (7) 分離検査 a 抗酸菌分離培養(液体培地法) b 省略 (1) 省略		同	<u>2,080円</u>		オ 抗酸菌検査 (7) 分離検査 a 抗酸菌分離培養(液体培地法) b 省略 (1) 省略		同	<u>1,840円</u>
	カ 省略					カ 省略			

	同 (HLA遺伝子 Cw ローカス検査)		同	9,010円
	同 (HLA遺伝子 DR B1ローカス検査)		同	6,200円
	同 (HLA遺伝子 DQ B1ローカス検査)		同	7,490円
	同 (クロスマッチ検査 (CDC法))		同	5,820円
	同 (クロスマッチ検査 (FCXM法))		同	35,250円
21 病理 学的検 査	省略			
	同(分染法)		同	25,010円
	省略			
22 遺伝 子学的 検査	遺伝子増幅検査		1検体	6,380円
23・24 省略				
25 採取	採血(静脈)		1検体	160円
	省略			
26 省略				

別表第3(第4条関係)

使用料条例第3条第1項の規定による施設の使用料

1 研究室	1月	5,230円
2 会議室	1回	510円
3 その他の施設	1回	1,030円

第1号様式の2(第1条関係) 水道水水質試験委託書

(表)

省略

省略	
試験を 必要と する項 目 (該当 するも のに 印を付 けるこ と。)	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4ジオキサン、シス1,2ジクロロエチレン及びトランス1,2ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリ

	同 (HLA遺伝子 Cw ローカス検査)		同	8,760円
	同 (HLA遺伝子 DR B1ローカス検査)		同	6,030円
	同 (HLA遺伝子 DQ B1ローカス検査)		同	7,290円
	同 (クロスマッチ検査 (CDC法))		同	5,660円
	同 (クロスマッチ検査 (FCXM法))		同	34,270円
21 病理 学的検 査	省略			
	同(分染法)		同	25,040円
	省略			
22 遺伝 子学的 検査	遺伝子増幅検査		1検体	6,210円
23・24 省略				
25 採取	採血(静脈)		1検体	120円
	省略			
26 省略				

別表第3(第4条関係)

使用料条例第3条第1項の規定による施設の使用料

1 研究室	1月	5,090円
2 会議室	1回	500円
3 その他の施設	1回	1,010円

第1号様式の2(第1条関係) 水道水水質試験委託書

(表)

省略

省略	
試験を 必要と する項 目 (該当 するも のに 印を付 けるこ と。)	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4ジオキサン、シス1,2ジクロロエチレン及びトランス1,2ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリ

	ウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度		ウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度
省略		省略	
備考 省略	(裏) 省略	備考 省略	(裏) 省略

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料で同日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、同日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料で同日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

○愛媛県規則第17号

保育士試験規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

保育士試験規則の一部を改正する規則

保育士試験規則（昭和24年愛媛県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 保育士試験を受けようとする者は、次の書類に愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）による手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>筆記試験及び実技試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の基準に該当することを証明する書面</u></p> <p>(5) 省略</p>	<p>第1条 保育士試験を受けようとする者は、次の書類に愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）による試験手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第18号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第15条及び第16条 削除	<u>（指定共同生活介護事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用）</u>

第15条 条例第130条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
（指定共同生活介護の提供に関する記録）

第16条 条例第141条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第141条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する共同生活介護計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第141条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第141条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第141条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第141条」と読み替えるものとする。

第27条 省略

第27条 省略

（指定共同生活援助事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用）

第27条の2 条例第198条の4第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
（指定共同生活援助の提供に関する記録）

第28条 条例第201条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を

（指定共同生活援助の事業についての準用）

第28条 条例第201条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については第8条の規定を、条例第201条において準用する条例第130条第3項の規則で定める費用については第15

____準用する。この場合において、同条第1号
 ____中「療養介護計画」とあるのは「____
 ____共同生活援助計画」
 と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第201
条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「条例
第67条」とあるのは「条例第201条において準用する条例第90
条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第
201条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び
 第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第201条」と____

____読み替えるものとする。
 (外部サービス利用型指定共同生活援助の事業についての読替
 え)

第28条の2 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について
 の前条の規定の適用については、同条中「共同生活援助計画」と
 あるのは、「外部サービス利用型共同生活援助計画」とする。

条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1
号中「療養介護計画」とあるのは「条例第201条において読み替
えて準用する条例第60条第1項に規定する共同生活援助計画」
 と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第201
条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「条例
第67条」とあるのは「条例第201条において準用する条例第90
条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第
201条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び
 第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第201条」と、第15条
第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定
共同生活援助事業者」と、同条第5号中「指定共同生活介護」と
あるのは「指定共同生活援助」と読み替えるものとする。

(愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第4号)の一部を次のよう
 に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(自立訓練(生活訓練)事業所の職員の配置の基準) 第12条 省略 2・3 省略 4 条例第59条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 <u>ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u>	(自立訓練(生活訓練)事業所の職員の配置の基準) 第12条 省略 2・3 省略 4 条例第59条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第19号

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(内容及び手続の説明の方法)

第3条 条例第7条第1項(条例第33条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用して提供する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)とする。

- (1) 電子情報処理組織(指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者(以下「指定居宅介護支援等事業者」という。))の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援等事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援等事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援等事業者は、文書又は電磁的方法により、利用申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（指定居宅介護支援等事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

第4条 条例第13条第2項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援を行う場合に要する交通費とする。

（指定居宅介護支援の提供に関する記録）

第5条 条例第32条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第16条第12号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 条例第16条第6号（同条第15号において準用する場合を含む。）の規定によるアセスメントの結果の記録

ウ 条例第16条第9号本文（同条第15号において準用する場合を含む。）の規定によるサービス担当者会議の記録又は同条第9号ただし書（同条第15号において準用する場合を含む。）の規定による照会等の記録

エ 条例第16条第12号の規定によるモニタリングの結果の記録

(3) 条例第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（基準該当居宅介護支援の提供に関する記録）

第6条 条例第33条において準用する条例第32条第2項の規則で定める記録については、前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第397号

愛媛県いじめ問題再調査委員会規程を次のように定める。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県いじめ問題再調査委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）第5条の規定に基づき、愛媛県いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、知事の求めに応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項又は第31条第2項の規定による調査を行う必要性の有無及び法第28条第1項の規定により県立学校若しくは県内の私立学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果について調査審議する。

（委員）

第3条 委員会の委員は、いじめの問題について学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己に密接な関係のある法第28条第1項に規定する重大事態に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(職務従事の制限)

第6条 委員会は、委員が委員会の調査に係る法第28条第1項に規定する重大事態に密接な関係がある者であると認めるときは、当該委員を当該調査に従事させてはならない。

(参考人)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県民環境部管理局人権対策課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県告示第398号

民生委員の定数(平成25年8月愛媛県告示第967号)は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県生涯学習センター管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県生涯学習センター管理規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第3条関係) 特別利用料			別表(第3条関係) 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	510円	閲覧	1点1回につき	500円
模写・模造	1点1回につき	5,140円	模写・模造	1点1回につき	5,000円
撮影・複写	1点1回につき	5,140円	撮影・複写	1点1回につき	5,000円
原版使用	1点1回につき	5,140円	原版使用	1点につき	5,000円
注 省略			注 省略		

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第5条関係) 特別利用料			別表(第5条関係) 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	510円	閲覧	1点1回につき	<u>500円</u>
模写・模造	1点1回につき	<u>5,140円</u>	模写・模造	1点1回につき	<u>5,000円</u>
撮影・複写	1点1回につき	<u>5,140円</u>	撮影・複写	1点1回につき	<u>5,000円</u>
原版使用	1点1回につき	<u>5,140円</u>	原版使用	1点1回につき	<u>5,000円</u>
注 省略			注 省略		

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第5条関係) 特別利用料			別表(第5条関係) 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	510円	閲覧	1点1回につき	<u>500円</u>
模写・模造	1点1回につき	<u>5,140円</u>	模写・模造	1点1回につき	<u>5,000円</u>
撮影・複写	1点1回につき	<u>5,140円</u>	撮影・複写	1点1回につき	<u>5,000円</u>
原版使用	1点1回につき	<u>5,140円</u>	原版使用	1点1回につき	<u>5,000円</u>
注 省略			注 省略		

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第13条関係) 1 省略 2 施設使用料			別表(第13条関係) 1 省略 2 施設使用料		
区分	使用料		区分	使用料	
企画展示室1	入場料が無料の場合	<u>14,600円</u>	企画展示室1	入場料が無料の場合	<u>14,200円</u>
	入場料が有料の場合	<u>23,360円</u>		入場料が有料の場合	<u>22,720円</u>
企画展示室2	入場料が無料の場合	<u>14,600円</u>	企画展示室2	入場料が無料の場合	<u>14,200円</u>
	入場料が有料の場合	<u>23,360円</u>		入場料が有料の場合	<u>22,720円</u>
常設展示室1	入場料が無料の場合	<u>13,210円</u>	常設展示室1	入場料が無料の場合	<u>12,850円</u>
	入場料が有料の場合	<u>21,130円</u>		入場料が有料の場合	<u>20,560円</u>
常設展示室2	入場料が無料の場合	<u>17,880円</u>	常設展示室2	入場料が無料の場合	<u>17,390円</u>
	入場料が有料の場合	<u>28,600円</u>		入場料が有料の場合	<u>27,820円</u>
常設展示室3	入場料が無料の場合	<u>11,680円</u>	常設展示室3	入場料が無料の場合	<u>11,360円</u>
	入場料が有料の場合	<u>18,680円</u>		入場料が有料の場合	<u>18,170円</u>
特別展示室1	入場料が無料の場合	<u>4,920円</u>	特別展示室1	入場料が無料の場合	<u>4,790円</u>

	入場料が有料の場合	7,870円	
特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,460円	
	入場料が有料の場合	5,530円	
特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,760円	
	入場料が有料の場合	9,210円	
講堂	入場料が無料の場合	午前 9 時40分から 正午まで	1,790円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	2,970円
		全日 (午前 9 時40分 から午後 6 時まで)	4,760円
	入場料が有料の場合	午前 9 時40分から 正午まで	2,860円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	4,750円
		全日 (午前 9 時40分 から午後 6 時まで)	7,610円
研修室	午前 9 時40分から正午まで	1,970円	
	午後 1 時から午後 6 時まで	2,580円	
	全日 (午前 9 時40分から午後 6 時 まで)	4,550円	
県民ギャラリー 1		14,670円	
県民ギャラリー 2		11,530円	
県民ギャラリー 3		3,130円	
県民ギャラリー 4		4,180円	
県民ギャラリー 5		4,180円	
県民ギャラリー 6		2,080円	
県民ギャラリー 7		2,080円	
県民ギャラリー 8		6,280円	
県民ギャラリー 9		2,720円	
県民ギャラリー 10		2,810円	
県民ギャラリー 11		2,810円	
県民ギャラリー 12		3,130円	

注 県民ギャラリーを全て 使用する場合の使用料は、この表の
規定にかかわらず、52,860円とする。

3 特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1日につき	510円
模写・模造	1点1日につき	5,140円
撮影・複写	1点1回につき	5,140円
原版使用	1点1回につき	5,140円

注 省略

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

	入場料が有料の場合	7,660円	
特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,370円	
	入場料が有料の場合	5,390円	
特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,600円	
	入場料が有料の場合	8,970円	
講堂	入場料が無料の場合	午前 9 時40分から 正午まで	1,740円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	2,890円
		全日 (午前 9 時40分 から午後 6 時まで)	4,630円
	入場料が有料の場合	午前 9 時40分から 正午まで	2,780円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	4,620円
		全日 (午前 9 時40分 から午後 6 時まで)	7,400円
研修室	午前 9 時40分から正午まで	1,920円	
	午後 1 時から午後 6 時まで	2,510円	
	全日 (午前 9 時40分から午後 6 時 まで)	4,430円	
県民ギャラリー 1		14,270円	
県民ギャラリー 2		11,210円	
県民ギャラリー 3		3,050円	
県民ギャラリー 4		4,070円	
県民ギャラリー 5		4,070円	
県民ギャラリー 6		2,030円	
県民ギャラリー 7		2,030円	
県民ギャラリー 8		6,110円	
県民ギャラリー 9		2,650円	
県民ギャラリー 10		2,740円	
県民ギャラリー 11		2,740円	
県民ギャラリー 12		3,050円	

注 県民ギャラリーをすべて使用する場合の使用料は、この表の
規定にかかわらず、51,460円とする。

3 特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1日につき	500円
模写・模造	1点1日につき	5,000円
撮影・複写	1点1回につき	5,000円
原版使用	1点1回につき	5,000円

注 省略

(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の愛媛県美術館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料及び施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収したのものについては、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理規則別表の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理規則別表の規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理規則別表の規定は、施行日以後の愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)第15条第1項、愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)第15条第1項又は愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)第15条第1項に規定する特別利用(以下「特別利用」という。)に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の特別利用に係る使用料及び施行日以後の特別利用に係る使用料で施行日前に徴収したのものについては、なお従前の例による。

○愛媛県教育委員会規則第3号

県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

県立学校における授業料等減免規則の一部を改正する規則

県立学校における授業料等減免規則(昭和30年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
様式第1号(第5条関係) 授業料減免申請書				様式第1号(第5条関係) 授業料減免申請書			
省略				省略			
ふりがな	-----	学 校 名		ふりがな	-----	学 校 名	
氏 名		全日制 の別 定時制	全 定	氏 名		学 年	
住 所		学 年		住 所		学 年	
省略				省略			
注 省略				注 省略			

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1141

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月28日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(この規則の目的)		(この規則の目的)	
第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。)第5条、第14条、第15条第2項本文、第18条、第21条の4第1号及び第22条並びに附則第16項及び第17項の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事		第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。)第5条、第14条、第15条第2項本文_____、第21条の4第1号及び第22条並びに附則第16項_____の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事	

給 与 減 額 簿

年 月		所 属	職 名	氏 名	適用給料表	級号給	給料の月額	勤務1時間当 たりの給与額
						級 号 給	円	円(A)
所属長 の 印	日	勤務しない事由	勤務しない時間		勤務しない時間数	減額すべき時間数	備 考	
			: から	時間	時間			
			: まで	分	分			
			: から	時間	時間			
			: まで	分	分			
			: から	時間	時間			
			: まで	分	分			
計					時間 分	時間(B)		
減額すべき給与額 (C) = (A) × (B)		減額すべき給与額の内訳						
		給料に対応する額 (C) - (D) - (E) - (F)	手当に対応 する額(D)		手当に対応 する額(E)		手当に対応 する額(F)	
円		円	円		円		円	

- 注1 「勤務1時間当たりの給与額」欄は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条又は附則第17項の規定により算出した額を記入すること。この場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げること。
- 2 「勤務しない時間」欄は、所属長が勤務しないことにつき承認を与えなかつた時間又は職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第3条第3項の無給休暇の許可を受けた時間の始期及び終期を24時間制で記入すること。
- 3 「減額すべき給与額の内訳」の項中(D)欄、(E)欄及び(F)欄の額を算出する場合において、当該額に円未満の端数を生じたときは、1後段の規定を適用すること。

(教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-60)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)第18条、第20条の4第1号及び第21条並びに附則第14項及び第15項の規定に基づき、教育職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額を算出する場合に減ずる時間)</p> <p>第6条 条例第18条及び附則第15項の人事委員会規則で定める時間は、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得た時間とする。</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)第20条の4第1号及び第21条並びに附則第14項_____の規定に基づき、教育職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p>

(地域手当に関する規則の一部改正)

第3条 地域手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1026)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(端数計算)</p> <p>第3条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該地域手当の月額とする。条例第18条、第19条第4項及び第5項(条例第19条の4第4項で準用する場合を含む。)並びに第19条の4第3項並びに附則第17項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第3条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該地域手当の月額とする。条例第18条、第19条第4項及び第5項(条例第19条の4第4項で準用する場合を含む。)並びに第19条の4第3項_____に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第4条 職員の修学部分休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-50)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第5条及び条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第3条 条例第3条第1項(条例附則第2項において読み替えられる_____場合を含む。第6条において同じ。)の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第3条第1項及び第5条_____の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 削除</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第4条 条例第3条第1項(条例附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下_____同じ。)の規定により減額すべき給与額(以下「減額すべき給与額」という。)は、その</p>

給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第4条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。）に対応する額、地域手当に対応する額、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、へき地手当（同条第3項に規定する手当を含む。以下同じ。）に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額及び初任給調整手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず _____、
_____、減額すべき給与額が給料、地域手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

第5条 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項の人事委員会規則で定める時間は、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た時間とする。

2 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第3条第1項に規定する地域手当の月額及びへき地手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの手当の月額とする。

給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第5条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。）に対応する額、地域手当に対応する額 _____、
_____、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額及び初任給調整手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当 _____、
_____、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、離職、休職、停職及び専従許可（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可をいう。）の場合において、減額すべき給与額が給料、地域手当 _____、
_____、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1142

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>7 第3条第2項各号に定める日又は条例第11条の3第1項に規定する異動若しくは公署の移転の日（以下「特地公署勤務開始等の</p>	<p>附 則</p> <p>7 第3条第2項各号に定める日又は条例第11条の3第1項に規定する異動若しくは公署の移転の日 _____</p>

日」という。)が平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間にある職員に対する同年4月1日以降の特地勤務手当等に係る第3条第2項(同条第3項第4号(同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第4条第2項(同条第3項第1号(同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

13 省略

14 特地公署勤務開始等の日が平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間にある職員については、当該特地公署勤務開始等の日に知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第7号)による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条の規定の適用がなかつたものとして、第3条第2項(同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第4条第2項(同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))並びに附則第8項(附則第10項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第11項(附則第13項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定を適用する。

が平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間にある職員に対する同年4月1日以降の特地勤務手当等に係る第3条第2項(同条第3項第4号(同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第4条第2項(同条第3項第1号(同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

13 省略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成26年3月28日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 管理者は、その定年から5年を減じた年齢に達した職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)の例により、当該職員が当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後 _____ の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することがある。</p> <p>5 省略</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 管理者は、_____ 職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)の例により、当該職員が当該職員に係る定年退職日(職員の定年に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。))から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその _____ 定年退職日 _____ までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することがある。</p> <p>5 省略</p>

附 則

この管理規程は、平成26年 4月 1日から施行する。